

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） おはようございます。ただいまから平成13年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15番 堀口武視議員、18番 成田政彦議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番 東 重弘君、10番 上山 忠君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、3番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

3番（小山広明君） おはようございます。アメリカでの同時テロに抗議するとともに、犠牲者に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

政治は、命を守るということだと思います。私も政治家の一人として、いかなる理由においても命を奪われない、そんな社会の実現のために心してまいりたいと思っています。人を殺すことは、いかなる理由においても許されることではありません。それが日本の憲法の基本的立場でもあると思います。市民から選ばれた政治権力者は、いかなる理由においても、自国民はもちろん他の国の人であってもその命を守る、ある意味で専門家であればなりませんし、その責任は重大であります。

政治は結果責任であります。その意味から、今回のアメリカの世界貿易センタービルでのテロ行為によって亡くなった多くの人たちへの政治家としての反省が、まずなければならないと私は思うわけであります。それが、テロが悪い、もちろん当たり前であります。しかし、それだけ言っていれば犠牲者への責任が済むというものではないでしょう。ましてや、報復ということで新たな人の

命を奪うことがあっては決してなりません。報復が報復を生む環境をつくることは、新たに人を犠牲にすることであり、市民が犠牲になることを私たちは考えなければならないと思います。

テロは、強烈な使命感や他に手段がないという追い詰められた気持ちに裏づけられてあると、きのうの朝日新聞の夕刊で五十嵐武士東大教授が書いておられます。日本国民は、国際紛争を解決する手段としては武力を用いないという憲法を持っています。このことを生かす役割を市民一人一人が持っています。平和を願う市民の代表として、市長の世界に向けての言葉が私は必要だと思いますので、その点、まず市長にこのことに対する見解を聞いておきたいと思います。

それでは、通告の質問に入らせてまいります。

まず1つは、自然に学ぶ人づくりということにあります。

安く泊まれて、会議のできる施設をつくることを提案したい。利用者が自炊をし、自分で掃除もする、自主管理をする、市民の参加で運営する、建設資金も市民から、また広く世界からも主体的に参加できる仕掛けを行政はつくってはどうか。長期滞在可能な、安く滞在できる施設を泉南市につくることを提案したい。以前にも言いましたが、りんくうタウンを地球環境問題を研究、実践するものにしてはどうかということとあわせて提案をします。市長はこの考え方にどのような感想を持たれるか、お聞かせをいただきたいと思っています。

次に、市営住宅の問題であります。

9月28日には司法における判決がおりることになっております。このことに至った責任は一体どこにあるのか、このことを明確にさせていただきたい。そして、入居者が勝訴した場合に、市長は控訴すべきでないと思います。いかがでしょうか。

次に、関空問題についてお尋ねをいたします。

時間を短くする理由の今回の陸上飛行のルート問題は、関空建設の基本にかかわる問題であります。陸上飛行を導入した海上ルートが満杯という理由とは全く異なるものであります。今回の理由

は、環境を軽視する、地元の合意を軽視するものであると私は思います。なぜこのような重大な変更に対して議会や住民への説明をしなかったのか、お聞かせをいただきたいとします。

次に、2期の問題であります。だれが考えても2期は採算的には合わない。関空を国に買い取るようにとの声もあります。地元の市長として採算性も含めた2期問題への言及があつてしかるべきであります。このことを検証し、市民にも2期の問題の財政問題も含めてきちっと報告をし、市長としての役割を果たしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、ごみの減量化の問題であります。

報奨金制度の導入について、検討状況と実施予定をお聞かせをいただきたいとします。

また、ごみ問題は製造者責任ということをしては解決しません。この問題について、市長としてできる限りの努力をすべきだと思いますが、ごみ問題はこれまで国が責任を持ってきましたが、地方分権の中で一番ごみ問題で影響を受ける、また実際に処理をしてる地方自治体の発言は、大変重要であります。私は市長に原因者責任ということをして製造者が自覚するような政治的な発言、行動をぜひお願いしたいわけですが、このことについて市長の考えをお尋ねをしておきたいとします。

以上で壇上からの質問は終わりますが、ぜひ明確な、質問に沿った答弁でよろしくお願ひしたいとします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） まず初めに、先般起こりましたアメリカでのテロ事件のことをおっしゃいましたけども、私も今議会冒頭のあいさつの中で少し触れさせていただきまして、大変卑劣な無差別なテロというものは絶対許してはならないというふうに思っておりますし、今回不幸にして多くの方々がお亡くなりになられたり、あるいは行方不明になったり、あるいは負傷されたりしていることに対しましては、衷心よりお悔やみと、それからお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

こういうテロ行為というのは、やはり全世界がこれを排除していかなければいけないというふうに思っております。ただ、その手段として武力行使をもってテロを撲滅するというのではなくて、やはり法にきちっとのっつて、そういう解決を図るというのが一番大事ではないかというふうに思っております。

それから、御質問の中の特に関空問題の一部陸上ルートの飛行、行き先航空便の変更ということにつきまして御答弁申し上げたいというふうに思っています。

関西国際空港の新飛行経路につきましては、一昨年の12月3日から導入されておりますが、当時飛行経路導入に当たりまして、環境面の特別の配慮の誠実かつ確実な履行を国が確約したことを受けまして、地元9市4町すべてが受け入れ、新ルートを容認したという経緯がございます。

その後、折々に開催されております飛行経路問題に係る協議会では、騒音・高度・経路の観測結果、また苦情処理結果などが逐一報告されておりますが、今回は去る8月24日に開催されまして、前回報告分以降の航空機騒音、飛行高度、飛行経路についての観測結果が報告されました。いずれも当初の約束の数値を上回る、クリアするものでございました。

ところで、今回飛行経路の一部変更が国から提案されました。その内容は、1つは航空交通容量の拡大に向けた飛行経路の整理であり、2つ目には航空シャトル便の利用者利便性の向上のためでございます。

今回の変更案をそれぞれ方面別の合計便数で見ますと、当初の新飛行経路導入時あるいは現在と比較してほとんど変わらないものでありまして、また新飛行経路が導入されてから2年半、十分な飛行高度が確保されていることや、航空機騒音も低いレベルで推移していること等を勘案しまして、地元9市4町の市長、町長からは異議がなく了承されたものでございます。

今後とも飛行経路問題につきましては、地元と共存共栄する空港という関空建設の理念を踏まえつつ、環境面の特別の配慮が確実に履行されますよう適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員さんの御質問のうち、まず1点目の自然に学ぶ自立型の宿泊施設ということにつきまして、御答弁をさせていただきたいと思います。（小山広明君「市長の考えはと聞いたんだから、ないんだったらいいよ、もう」と呼ぶ）いやいや、答弁ですから。（小山広明君「言うとするんだから、そこで。あなた、市長じゃないんでしょう」と呼ぶ）

本市域は、海から山へと、規模は別にして日本の自然環境がすべて備わっていると言っていいほど自然環境に恵まれた地域であるというふうに考えております。市といたしましては、これまでも自然環境の保全と活用の施策をいろいろと実現してまいりましたけれども、最近では農業公園なりふれあい自然塾が代表されるものではないかというふうに考えております。

特にこの2カ所の施設におきましては、体験型の施設としての位置づけをしております。特にふれあい自然塾につきましては、自然を十分体験しながら里山や森林との触れ合いを体で満喫でき、宿泊も可能な施設として整備され、その宿泊施設もコテージ風もありまして、またキャンプサイトもございます。自炊、バーベキューサイトもございますし、特にあずまや風の宿泊施設につきましては、かまどや五右衛門ぶるといった施設も設備されておまして、平成15年春にはオープンが予定されております。一部では、産地キャンペーンとか農業体験等にも利用されておまして、大変好評だというふうに聞いております。これらの施設を効率よく利用すれば、議員提案の趣旨にも対応できるのではないかというふうに考えております。

また、近くでは、外国の方々から来る施設としては、田尻町に立地する関西国際センター等もございます。そこでは、外国からの留学生等が1カ月から6カ月程度、専門的な日本語研修に励んでおられるということで、また日本の文化を初め泉南地域の文化とも触れ合い、体験されておまして、時として本市の市民の皆様方の家庭にホームステイもされて、国際交流ということに一役買っておるということでございます。

それと、今小山議員が言われましたように、市で宿泊施設を考えたらどうかということでございますけれども、現況といたしましては、市では現段階でそういう計画というのはないということでございますけれども、さきに述べましたように、先ほど申し上げました紀泉ふれあい自然塾とか田尻町の施設等を有機的に活用すれば、そういうものをネットワークとして結べば活用できるのではないかというふうに現況としては考えておるところでございます。

それと、りんくうタウンの関係で地球環境問題の施設という提案をいただいておりますけれども、府の方でもりんくうタウンの見直しということでりんくうタウンの活用方針と事業計画の見直し案が出されました。その中では、大阪府では今後大阪府下の最大級の資産であるりんくうタウンに産業集積を図るというふうにっております。その中で本市としても大阪府と従前以上に連携を強化して、りんくう南浜における産業集積と活性化について、我々としても努力していきたいというふうに考えております。

それと、続きまして関空2期につきましてでございますけれども、今までの質問の皆様方と考え方は一緒でございます。ですから、答弁としては同じようになるわけですけど、ちょっと縮小して答弁させていただきたいと思っておりますけれども、本市につきましては、関空については国際ハブ空港に育て上げるということで、全体構想の早期実現が不可欠であるというふうに考えておりますけれども、当面、現在実施いたしております第7次空港整備計画に決められております現在の2期について、円滑に事業が進められるように我々としては望んでいるところでございます。

国におきましても、財政状況等の問題もございましたけれども、昨年12月に大蔵、運輸の各大臣間で、2期事業の経費の圧縮等について見直し等を条件に2007年に供用開始するということが合意されて、覚書も締結しているところでございますので、本市もそのような中でございますけれども、関空に直接関係する本市としまして、地元と共存共栄する空港ということで2期事業の確実な進捗を望むという考え方でございますので、

よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〔小山広明君「全然聞いていることと違うよ、答弁。ちゃんと注意してくださいよ、質問したことに答えるように」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

〔小山広明君「どこに責任があるのかだけ、聞いてるのは」と呼ぶ〕

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 2点ございましたので、2点お答えをさせていただきたいと思います。

まず、訴訟に至った泉南市の責任がどうかということでございますけども、訴訟に至った経過はあるにしても、市の責任というのはないということでございます。裁判に対してですね。それぞれ原告の方もある別の面の責任を持って提訴されたわけでございますし、我々としても責任を持って市の意見を述べ、市の主張を行い、また公営住宅としての住宅政策、これについては遂行できるように職務に励むのが我々の責任であるというふうに思っております。

それから、判決後、一審後の控訴の関係の御質問でございますけども、この議会でも述べさせていただいているように、住民側が敗訴した場合は住民側さんが考えられることでございまして、泉南市が敗訴した場合、勝訴した場合も同じでございますけども、所管の委員会に迅速に御報告申し上げて、市の考え方をその場で述べて、議員さんの意見も聞くということでございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） ごみ減量につきまして御答弁申し上げます。

まず、報奨金制度導入の進捗でございますが、これにつきましては、指定袋制によって余った袋に一定の報奨金を支払うというような報奨金制度導入の進捗につきましては、以前にも答弁を申し上げましたけれども、集合住宅などの収集の方法ですね。コンテナ収集というふうな方法ですか、これを変更するということにつきましては非常に難しいということで、現状では人員とか機材を補充するということが困難であるということで、現有によるごみの減量化、リサイクル化を推進するために、分別収集により焼却ごみの減量を推進し

てまいりたいと、このように考えております。

府下では、泉南市はごみの分別についてはできる範囲の分別を実施すると、このように自信を持ってと思います。

つきましては、昨年も阪南市さんと勉強会を実施やっていますが、今後につきましても協議会、勉強会、これらを開催しまして、先進市の情報等も収集しまして検討はやってまいると、このように考えております。

それから、もう1点の製造者責任の明確化……（小山広明君「それは市長の考えやからいいです」と呼ぶ）

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後の質問でも、私は市長にね、今地方自治体でそういうことをやるというのは限界があるのはわかって言っとるわけですから、しかし政治家としては、やはりそういう製造者に責任があるんですよということを市長の1つの発言としてきちっと言うことが私は大変重要だと思うからお尋ねしとるわけですから、市長、積極的に質問を聞いていただいて、発言をして、人々のそういう自覚、また考えをちゃんとしていくように、そういう政治的な行動をぜひお願いしたい。そういうことでお尋ねしたわけですから、ないというのは大変残念でございますけども、そういうことで私はぜひ市長に政治家としての役割を果たしてもらいたい、そのように思います。

それと、集合住宅のコンテナ収集の問題で否定的に言われましたけども、やはりこれは富田林を中心としたところでも実際にやっておりますし、わずか30円の還元でも相当な効果を上げとるわけですからね。ごみというのはやっぱり意識によってかなり減っていくわけですよ、買い物段階からね。

だから、今のSATYなんかでも、ごみ袋を要らないといえば点数をつけて、ああいう小さなごみ袋でも努力しとるわけですからね。そういう企業もやはりいろいろ努力をしてくると。行政もやはり出さない人については還元をしていくというのは当たり前のことであってね、だからこれはやっぱり積極的にやってもらいたい。

今、あなたが自信を持ってやっとなんかと言っても、いまだに黒いごみ袋を見るだけでも、このまちは全くごみに対しての対応をしてないなと思いますよ。中に何が入ってるかわからんわけですからね。もう少しそういうこともきちっと責任を持ってやっていただきたいと思います。

それから、自然に学ぶ人づくりの問題で、市長公室長がふれあい塾なんかで対応できるという答弁をされたんですが、もう少しスケールの大きい、国際会議なんかでもできるぐらいの大きなスペースを持った宿泊施設、またイベントができるものをやると。そういうものも行政が全部やるという時代ではないでしょうから、そういう未来の人づくりのために広く市民、また市域を越えてもいろんな人から投資をしてもらって、泉南の自然、魚とか野菜とかそういうものを食べながら、それも自炊ですね、自分でつくってもらって、そして長期間そこで滞在することによって、泉南市の自然と触れ合いながらいろいろ勉強していくと。

そういうものを私は提案しとるわけで、それは事前に言いましたりんくうタウンの地球問題を解決するための一大トータル的な研究、実践、そして子供のときからそういう子供を育てるとか、そういうものにもりんくうタウンをしてはどうかという、そういう提案をしている流れの1つなんで、市長、こういうことについて、私のそういう考え方について、町づくりについてどういような未来を描けるのか。

私は、まだ泉南市はそういうものをきちっと出してないと思うんですよ。今までの延長線上に少し改善しながら町づくりを進めておるのはわかりますけども、やはり時代は新しく変わって、環境問題も大変な問題になってきたわけですから、そういう点ではやはりそういう夢のあるというのか、実現性も含めて人々が協力できるようなプランを示す必要が私は行政にあるんじゃないかなと。

プランは示しても、何から何まで行政がやる必要は私はないと思うので、そういう市民が参加しやすいような形の未来図、泉南の将来図を語っていただきたいということで、私はそういう提案をいたしました。

それから、市長が「武力ではなく」と言ったこ

とに、当たり前のことですけども、私は大変注目をして聞かしていただきました。そして、法にのっとってというのは、当然日本国憲法というように私は読みかえたわけで、このことは今の小泉首相の、アメリカの報復には断固支援をするというスタンスとは随分違うスタンスだということで、当然武力で解決するわけではないわけですね。力だねじ伏せたって、よりそういうテロリストなりテロ行為というのは起こる環境をつくり出すだけであって、何ら解決にならない。

大きな意味では、ベトナム戦争なんかでもテロ的な、きちっとした国が戦争したんじゃないしに、そういうゲリラ的なことに立ち向かってアメリカは最終的に負けたんですけども、相当な大きな死傷者が出たわけですね。それも多くの市民が亡くなったということで、ここでも議論いたしました。ジュネーブ条約の追加第1議定書というのはベトナム戦争が終結する2年前から議論がなっていて、本当に平和を守る担い手は地方自治体だということに根拠を置いたのが、このジュネーブ条約追加第1議定書なんですね。無防備な市民をいかなる理由があっても殺してはならない、そういうことが骨子なんですよ。

しかし、アメリカも日本もその条約には加盟してないんですね。154の国が加盟しておるにもかかわらず、日本国なりアメリカはその条約に加盟をしておらないと、そういう現実があるわけで、市長のきょう言われたことは、これまでの平和に関する議論の中では一定市長の延長線上にあって、絶対私は平和主義者で、平和を守るのには人一倍負けないといった発言を裏づけるきょうの発言だということで、希望を持ってこれは聞かしていただきました。

それから、関空問題で、市長はわずかな、ほとんど変わらない便数増だという表現をされたんですが、市長、これ当初の陸上飛行を導入した経緯は、予測が間違っておって、海上ルートだけでは予測の16万回は飛べなくなった。十二、三万回でも満杯だから、これ以上飛べないから何とか陸上飛行を認めてほしいということで、大変な議論があり、初めはそのことも市長も玄関先で追い返したんだと、座敷に上げなかったんだというぐら

い、当初の陸上は飛ばないということに強い意志を持って立ち向かったわけですね。

その結果、専門家の学者を入れて長い長い検討の末、いろんな条件をつけて陸上飛行を容認したわけなんですけど、そのときでもまず第一には海上ルートですよ。そして、夜間便なりいろんな努力をなさい。そして、どうしてもそれでも対応できない場合には、それは陸上を認めましょうという、こういう構造になっとるんですね。

しかし、今回は、朝日新聞なんかの報道なり事務局の資料なり、ちょっと数字は違うんですけども、朝日新聞では20が25.1という、25%ですか、ふえたと。行政からいただいた資料は便数にして23に25.1ですから、2機か3機ぐらいふえたとということで、そこを市長は押さえておるんだと思いますが、理由としては利便性なり効率性なんですね。東京 - 大阪間が10分短くなるんだと、このことで。それは初めからわかっとるんですよ、海上飛行を通れば。

それは、当初の陸上飛行導入のときでもIATAという国際航空のそういう機関から、伊丹は陸上か飛べるのに何で関空は陸上かだめなんだ、おかしいじゃないかという要求が出て、しかし、それは余りにも経緯を知らない要求で、引っ込めて、運輸省もそんなことは何も理由ではありませんよと、予測が間違っと思って満杯だから、物理的にもうできないから、どうしてもということで導入されたんで、今回のは明らかに正面から経済効率が悪いだと、時間がかかるんだということを前面に立てて便数をふやしてきたんですよ。

そのことについて、これは理念からいえば、1期のときよりもっと大変な問題なのに、なぜ市長は説明を聞いて、その場でいいですねと、異議なしと言って、市長はどう言ったんか知りませんが、市長はどういう発言をして、全部の市長が何にも言わずに運輸省、今は国土交通省ですか、そこの説明に対して結構ですと言ったんですか、これ。

余りにも議会なり——この建設の経緯を考えるならば、やっぱり議会なり住民の思いからいったら、もうずるずると陸上飛行がメインで、陸上飛行できない分を海上に回すというように大きく転換したと、私はそうとるのは当たり前で、重大な

問題だと思うんですが、このことについては市長に改めてお尋ねをしておきたいと思います。

私は、少なくとも考え方の違いはあるとしても、議会にも説明をし、一定住民にも説明した上で、そして最終的に長が判断をするというような最低限の民主的な手続をとってもらいたい、そのように思うのですが、いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 順番にお答え申し上げます。

最初のごみ減量で、部長が答弁途中でちょっと遮られた格好になったんですが、部長答弁は、私は直接いたしませんけれども、やはり私と同じ、私のかわりに答弁してるわけでございますから、そのようにお聞きをいただきたいというふうに思います。ですから、市長は何も言わないというような言い方を先ほどされましたけれども、それを言おうとしたのをとめられた、あなたがね。

ですから、改めて申し上げますけれども、当然21世紀は環境の時代でございますし、私も一生懸命その分野でできるものからというふうにやっておるわけございまして、その中のいわゆる循環型社会の構築ということで、要するに不要なものではできるだけなくすと。再利用するなり廃棄物を減らそうというシステム、これは国も含めて当然我々もその方向に向かっていると。ゼロエミッションを目指して頑張っているということでございます。

それと、有害な袋類も、仮に焼却しても有害でないものに置きかえたり、そういうこともやっております。

それと、ことしから始まりました容器包装リサイクル法の家電リサイクル法もその一環、要するに製造者がある意味では最後まで責任を持つと。ただ、その費用負担については、今まだ消費者に行っておりますけれども、そういう1つの考え方だというふうに思います。ですから、これからそういう方向がどんどん拡大されてくるというふうに思っております。

ですから、我々行政もできるだけ廃棄物を出さないという方向で、当然これからはいろんな施策なり、あるいは府なり国に申し上げていかなければいけないというふうに思っておりますので、そ

の点だけ一言申し上げたいというふうに思います。

それから、りんくうタウンに例えば市民とか多くの皆さんが出資をしてそういうものをつくって、特に外国の、例えば東南アジアの方々は余り高いところには難しいという問題がありますから、廉価な宿泊費用で泊まれるようなものをつくってはどうかということでございますけれども、趣旨的には私は賛同はしたいと思いますが、ただ、今の時勢、そういう大きなものをつくって、もちろん建設費の問題もございますし、償却もしていかなければいけないわけでございますし、それから利用者が果たしてそれだけあるのかということを考えますと、非常に難しいというふうに思います。

今、堀河の奥でも里山ということで、あなたがいつも言われております里山体験できるようなものをつくっておりますし、ごらんになられてるといふふうに思います。もう相当でき上がってまいりました。

あれは短期滞在というのが1つのあれになっておりますけれども、それも年間コンスタントに宿泊者あるいは利用者を維持していくというのは極めて厳しい状況でございます。一般の方々の家族あるいは個人、友人等の利用だけではなかなか埋まらないということで、企業にも働きかけをいたしまして、会社の福利厚生とか、あるいは研修施設としても使ってくれということで、今大阪府も一生懸命動いておられますけれども、あれぐらいの施設であっても年間コンスタントにお客さんを確保するというのは非常に難しい時代でございますから、なかなかそういう大きなもの、国際会議的なものができるというようなもの、今岸和田で浪切ホールというのをつくっておりますけど、ああいうものも維持していくというのは非常に困難だといふふうに思います。

ですから、その発想については、そういう願い、思いというのはわかるわけでございますが、実際それは果たして実現できるのかと、経営的にも成り立っていくのかということ、極めて厳しいものがあるといふふうに思っておりますので、我々といましては、似通った施設ではありますが、生涯学習施設としての紀泉ふれあい自然塾、ここにはそういう施設、短期滞在でございますが、廉価で

できるものができるわけでございますから、まずこれをきっちりと機能させることに力点を置いて、大阪府とともに頑張ってもらいたいと考えております。

それから、今回の飛行便の振り分けの問題でございますけれども、御承知のように現在のルートというのは、特に貝塚から入っていきます河和ルートは、東北、北海道便、割方スパンの長い航空機が入っているわけです。それと、大津ルートについては、欧州、北米東部便ということで、これは国際便でございますから、非常に大型機。そして、大型機ということは重いわけでございます。燃料をいっぱい積んでおりますから非常に重たいわけでございますが、今回この欧州、北米便を、そのうち欧州便を岡山ルートに振りかえるということでの分散化を図っております。欧州、北米東部便の一部、これを大津に残すと。そのあいた部分に、今河和ルートで運航しております北海道便の全便のうち、北海道西部便を大津ルートに振りかえるということでございます。北海道便も当然スパンが長いわけでありまして、大型機あるいは燃料をたくさん積んでということでの重い飛行機であります。

それを大津ルートに振りかえることによって、河和ルートに空きスペースができますので、ここに関空 - 羽田のシャトル便を持ってくるということでございます。これはスパンが短いですし、シャトル便、私も何回か乗りましたが、中型、小型機ですね、こういうものがそこに振り向けられるということでございます。

それと、今の陸上ルートの御坊串本ラインでございますけれども、こちらの方にも北米東部便が、従来大津ルートに乗っていたものをそちらへも振り分けると、海上ルートにも戻すということでございますから、これは一定の成果であるといふふうに思います。

ですから、それらを総合的に勘案いたしますと、便数は多少ふえるにいたしましても、比較的スパンの短い軽い飛行機が河和ルートに乗っかっていくということも含めまして、特に我々としては異議がなかったわけでございます。

その会議の発言ということでございますが、一

番その上空を飛ぶ貝塚市長さんの方からは、今後ともこういう環境面、高度、それから航路逸脱のないということを十分に満足させる、履行するというのであるならば、このルートについては賛成であるというお話がございました。

私どもといたしましても、直上を飛ぶ貝塚さんがそういう御意向であるというのを確認した上で、特に異議がないということがございました。

以上でございます。

副議長（谷 外嗣君） 小山君。

3番（小山広明君） 運輸省のかわりにここで説明してもらってもそれは大事なんですけども、そういうことをちゃんと議会にも住民にも説明をした上で、これは関空建設の基本にかかわることですからね。長い経過の中で新陸上ルートを導入するとき、あれだけの議論と時間をかけたわけですよ。それがやっぱりこういう形で、理念的にはあのころは満杯だからという物理的な要因でやられたらしゃあないから認めるようなことになりましたけど、今回は利便性、経済性とか効率でしょう。そうやってきたら、どんどん陸上がメインになって、やっぱりそら海上を回ればそれだけ時間もかかるし、経済的に効率が悪いのはわかりますよ。

しかし、それでもなお住民合意なり環境面にこそ配慮しようというのが関空の基本理念じゃないですか。経済性よりもそういう住民合意なり環境問題、そういう基本を、今度は利便性なり経済性なり追求するんだったら、それは全然関空の建設の基本がなくなってしまうじゃないですか。そこを私は言っとるんですよ。

それは重大な問題だから、その場で貝塚の市長もすぐ発言したのは、それはほかの市長ですからどうこう言いませんが、やっぱり地元の泉南市長としては議会にも住民にも説明をして、その上で御返事をしますぐらいのことは、私は市長の立場としては言うべきではないかなと。

あなたに全部そんな——大したことないという判断をしたのはわかるけども、それはあなたがわかっただけで、ほかはだれも新聞発表で初めてわかるわけですからね。また、これは11月ごろに導入ということですから、やはり議会にも住民に

も納得するような対応をぜひお願いをしたいと思えます。

それから、ごみ問題で、私は市長のメッセージが欲しいというのは、今の市長の御説明を聞いても、国なり社会の流れを説明して、拡大の方向にあると、そういうことがね。生産者責任ということがだんだん内容を持ってきとるという説明はあったけども、やはりいまだに使い捨ての缶とか、どんどん道路にあふれとるとし、それを全部行政が処理しとるんじゃないですか。当然ああいうものは使い捨てられたらほられるわけですから、そうでないような容器の開発なり——ほとんど塩ビ製品じゃないですか、それもね。

そら、泉南市にもそういう塩ビ製品をリサイクルするのはあるけども、あれが目的じゃなしに、やはりああいうものを出さないのにどうするか。コストがかかるわけですからね、税金が使われるわけですから、初めから生産コストの中に処理費用も全部入れるということになればあんなことしませんよ。全部自治体なり市民が負担するから、行政はつくり放題、あとはどうでもいいということが今の実態じゃないですか。

そら拡大してますよ。しかし、まだまだ遅々として、市民レベルからいうたらまだまだ進んでないというのが私の印象ですから、市長もやはり今の国の方向なり社会の方向に不満を持つとて思いますので、部長かて自信を持つとて言ってるんだから、やはり市長としては今の現状をもっと早めるような政治的なパフォーマンスというんですか、考えをぜひ言ってもらいたい。

それから、一言言っておきますが、部長が言うから私の意見だというんじゃないしに、ほかの市の例を出してもあれですが、すべて私が答弁してますという市長もいますよ。それは当然でしょう。私かて1人やからね。あなたら何十人かかってくるよりも、市長と私とやったことが、そこで議論が、行政の方がプロとしてより効率的な行政運営をするというのは当たり前であって、手分けしてみんなでやって、それは私が言ったことやと、そうではないですよ、常識的にも。やっぱり市長が前面に立って議員と議論してもらいたいというのが私の願いです。

それから、住宅問題で最後にちょっと再質問させていただきますが、私は裁判になった責任を言っとるんじゃないですよ。裁判というのは住民が起こしたんですけども、私は裁判を起こさざるを得ない状態に追い込んだと思っとるんですね。そういうことも含めて今日まで、きのうもある議員が私の生まれる前からの問題ですねという話もありましたように、大変長い経過、そこから入って、いまだにその住宅に入っとる方がいらっしゃるわけでしょう、高齢で。

そういうことを総合的に考えた場合に、今日までこの問題がこういう状態にあるというのは一体だれの責任かと、そういうことを聞いとるんですから、裁判になった責任を聞いとるわけじゃないんで、これもやはり市長ね、数々の長が泉南市の歴史の中に誕生し、そのときそのときで市民の信任を得て、市長の場に座っているいろいろ行政を一生懸命やってきたと思うんですよ。それは全部否定されないと思うんですね。すべてそのときに一番よかれと思ってやってきたわけですから。

しかし、人間のやることですから間違いもありますし、政治は結果責任と言いましたけども、結果的に泉南市がお約束をしてきた払い下げをしますと、しかも議会の議決を得て決定したことが今日までなお解決に至ってない。6年前ですか、7年前、市長が決断してからでも建てかえも進んでない。何にも進んでないんですよ、これ。そういう責任は一体どこにあるのかということを知ったんで、市長どうですか、この問題。

市長は任期中、来年5月ですからね、やはり任期中に解決したいという気持ちはわかりますし、またそうしてほしい。そうやってまいりますと、今回の判決というのは大変重い意味を持つとると、こういう議論もありました。私もそのように思います。そういう点で、市長、この責任は一体どこにあるのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

副議長（谷 外嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 長い歴史はありますけれども、本格的にこの問題についてひざを突き合わせて何回も話したというのは、私になってからでございます。

私どもも誠意を持って過去のいろんなデータも、倉庫を含めて捜しまくって、過去の経緯というものを懸命に探ってきたわけでございます。その中で、もちろん入居者の方々もいろんな過去の記録なりお見せもいただきましたし、そういう中で何とか円満に解決できないかということで話し合いを進めてきたところでございます。

その中で、一定の結論を一定の時期に出してほしいというお話がございまして、それは守らせていただきました。その中で、建てかえ、それから払い下げと、両方について話をしましよと、こういうことであつたんですが、建てかえの方の話はまだ聞いていただいておらないということでございます。

ですから、私どもは誠意を持って話し合いを進めてきたと。その中で訴訟されるという話を聞きましたので、私どもは訴訟をしてはだめですよということは言えませんが、それは権利ですから、一定のお話があったときには私の一定の考え方を申し上げましたけれども、訴訟に踏み切られたということでございますから、訴訟になればそれぞれの立場で全力を尽くすというのは当然のことでございますから、今日に至っているということでございます。

副議長（谷 外嗣君） 小山君。

3番（小山広明君） 私が聞いた肝心のことがお答えになってないんですけどね。一体これ、だれの責任なんですか。入居者が市の言うことを聞かないからなんですか。何でこの問題が解決できないんですか。あなたは誠意を持ってやってきたと、結論も出したと。しかし、解決してないですね。あなたが判断してからでも7年目ぐらいに入りますよ。どこに責任があるのか。責任がはっきりしなかったら解決もしないでしょう。どうなんですか。

副議長（谷 外嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前市長のときに1回話し合いしてるわけですね。そのときには払い下げは難しいということで、当時お答えされております。私も直接の担当ではございませんでしたが、出席しておりましたから承知をいたしております。

その中で、じゃしっかりと管理をしてくれとい

うお話がございまして、屋根の改修とか集会所の新設とか、そういう形でやってきたところがございますから、その時点といいますか、それは建てかえというか、払い下げをしないという前提で我々は進んできたわけでありまして、それは市の方針としては変わっていないということでございます。

その間、一定の投資もしてきたわけですから、住宅の管理者としての立場で行ってきたところがございますから、それがその建てかえ問題が出てきたときに再度噴出してきたと、こういうことですから、我々としてはなぜなのかなというのはありました。

ですから、それらの経過も含めてよくお互いに調べて、お話し合いをしましょうということでスタートしてるわけですから、それは一定の経過の中であったわけですから、我々としては、行政としては建てかえという形で積んできておいて、私もそれを引き継いでいるということでございますから、そういう方針で今も行っているわけでございます。

副議長（谷 外嗣君） 小山君。

3番（小山広明君） 責任がどこにあるかということは言及されないんですけども、ということは住民の側にあるんじゃないかと。あなたが建てかえをするという判断をしたけども、それをうんと言わない住民にあるということなんですか。そういうことを言いたいんですか。

副議長（谷 外嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住民に責任があるということとは言ってないです。長い経過の中で市の方は最初、当時は払い下げをしようということで動きましたけども、結局国の承認が得られなくて残ってるわけですね、3団地については。その長い経過の中で、国の方針も当然変わりましたし、市の方針も変わってるわけですから、それはその方針で今現在に至ってるわけですから、これは長い時間と、それからその時々々の社会情勢、あるいは法なりの変遷があるわけですから、それは一概にどちらがどうということとは言えないと。やっぱり話し合いで解決するという姿勢で今日まで来ておったところがございます。

副議長（谷 外嗣君） 小山君。

3番（小山広明君） 向井市長が、泉南の長い歴史の中の今の市長という立場にあるんですよ。すべての歴史の上にあり、そこに起こる問題のすべての解決する法的権限は、あなたが持つとるんですよ。そういう自覚はあるんですか。

副議長（谷 外嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公営住宅の本旨をきっちり押さえないといけないと思うんですね。これはどなたか、きのうかぐらいの質問でもおっしゃいましたけども、市民全体の財産であるということですから、それを効率よく運営していくと、それで市民の福祉に供するということですから、それはその本旨を取り違えてはいけないというふうに思っております。

副議長（谷 外嗣君） 小山君。

3番（小山広明君） あなたは、浅羽市政のときに泉南市に来られたと思うんですね。浅羽市政が財政問題を解決するために、あなたの言う今の公営住宅ですね、それを払い下げする決断をして、これはなかなかその当時でも国との交渉は大変だったと思うんですよ。そして、議会の理解も得て、195戸の払い下げを行政決定をして議会でも議決したんですよ。そして、当座財政問題をクリアしたんです、ある意味で。

そういう決断が政治家として——行政としては知りませんよ。政治家として財政が破綻して多くの市民に迷惑をかけるということの中で、どうしたらいいかということ、それほど苦渋の決断をしたんじゃないですか。そして、住民にもお願いをして払い下げの決定をしたんじゃないですか。そして、そのことは新聞にも載り、財政難で市営住宅が売れるのかということで問い合わせが殺到したという産経新聞の報道がありますよ。それは異例ですよ。

ハンセン病の小泉総理の控訴しないというのも異例ですよ。政治判断ですよ。だから、市民や国民は喝采したんじゃないですか。行政的な単なるつじつま合わせのそういうメンツだけを守るような、そして住民を忘れた市政だったら、一体この議会なり行政というのはだれのための行政なんですか。

そして、しかも浅羽市政4年間、稲留市政12年間、16年間ですよ。払い下げをするということを確認に約束して、その間には家賃も上げません、そして修繕もちゃんとやってください、自分の家になるんですからと。たばこ店の営業権まで市長が保証人になっておろしとるんじゃないですか。

そんな明確な事実がある上に、平島さんがそういう建てかえの事実が、払い下げの約束があることを知らずに、担当者がマスタープランを計画しましたと。そこまではいいですよ。なぜその途中の段階でチェックができなかったんですか、それ。議会もそうなんです。議会はこれ承認、通つとるわけですから。

しかし、こういう明確な間違いが明らかになったら、それを修正する責任が今の市長にあるでしょう。でなかったら解決しないですよ。あなたが建てかえると言ったって、その建てかえることが実現しなくても責任とろうとしないでしょう。それは、あなたが言う市民が新しい住宅を待ってるという人に対してどう責任をとるんですか、あなた。

しかも、長山住宅ですよ。あなたは長山住宅は何の問題もないから、あれでちゃんとやって、新しい住宅がどういうものであるかということを見てもらったら、今の3住宅の人にも理解してもらおうということまで身を張ったんじゃないですか。予算も出しましたよ、これは。何したんですか。何にもしてないですよ。あなたのそういう何にも決断をしようとしなくて、本当の意味での実効性のある、そういうことが今問われとるんじゃないですか。そのことについて私は聞いてとるんですよ。何ですか、あなた、今の答弁は。

これだけの市民を悲しませて、一体何の行政をしようとしとるんですか。これだけ明確な、行政がやってきた約束の問題ですよ。

山内さんは要望があった——要望があったんじゃない、今も言ったように行政からお願いして、市を助けるために買ってくれと言ったのが出発点なんです、これは。それを長い間放置しておいて、いきなり建てかえプランを、そんな人に一切の話もせずやってまとまりますか、こんな話が。

長山住宅でまとまらないんですよ。あなた方はちょっと反対があったら、異議があったらとまるんでしょう。これは違いますよ、そんな程度の問題じゃないですよ。どうして解決するんですか。責任と、明確なこの点についてのちゃんと解決策を言ってくださいよ。議会もこれ責任あることなんですよ。

副議長(谷 外嗣君) 向井市長。あと3分です。市長(向井通彦君) 長山のことを言われましたけども、長山については建てかえ計画で地元で御説明をして、話し合いをしてまいりました。その中で、地元の全体の意見として、もうしばらく今の形で我々は住むと、建てかえについてはもう少し待ってほしいと、こういう話でございまして、というのは確かに住環境もよくなるし、それからいろんな形での戸数もふえるんですが、まだ……(小山広明君「住宅を待ってる人についてはどうなんだよ、それは」と呼ぶ)黙ってください、私が答弁してるわけですから黙ってください。(小山広明君「ちゃんとした答弁してくださいよ」と呼ぶ)話し合いをして、一定地元ももうしばらく我々はこれで我慢しますという合意のもとに今なってるわけですから、それは間違えないでいただきたいというふうに思います。

それから、私どもは入居者の方々と一生懸命本当に話し合いをしてまいりました。しかし、その話し合いというのは、代表者という方がおられますが、1時間の会議をすれば、一方的に50分ぐらいその方が、ある人がしゃべると、こういう状況ではなかなか具体的な議論にはならない、そういう会議が非常に多かったわけで、非常に残念に思います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

副議長(谷 外嗣君) 静粛にしてください。

市長(向井通彦君) ですから、もっとお互い真摯に話し合うと、そういう姿勢がないとなかなか解決できないというふうに思います。

今回、判決が出ますから、その判決を十分我々は受けとめて、今後の対応を考えたいと存じます。

副議長(谷 外嗣君) 小山君。

3番(小山広明君) 主権者、市民から選ばれた市長が司法の判断にゆだねないかんというのは、

あなた、大変な恥な問題ですよ。いつでもあなたは、この問題を解決する力と法的な権限を持つてるんですよ。そういう市長としての立場に厳粛に立つならば、過去やってきた長の責任を含めて、平島さんのことも含めて解決をするということが、すべての人に対する責任じゃないですか。

私はそのことをもって、判決を待つんじゃないし、あなたがここでこの問題の解決に向けてやってもらいたいし、長山住宅の問題でもあなたは全市民のために建てかえるというんでしょう。じゃ、待ってる全市民はどうなんですか。それを説得するのが仕事だし、住民と話してて50分話したと。それでさじを投げるんですか。あなたはそれに倍する話をしたらいいじゃないですか。住民はいつでも会いますよ。50分したら、会談時間を倍にして、あなたはしゃべったらいいじゃないですか。一切そういうこともせず放置して、建てかえもしないわ、払い下げもしないわ、皆さん死ぬのを待ってるんですか、そうしか思えませんよ、この問題は、そんなことでは責任ある行政とは言えませんね。そう言っときます。

副議長（谷 外嗣君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

次に、17番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

17番（角谷英男君） おはようございます。市政研の角谷でございます。通告に従い質問を行いたいと思います。

まず、アメリカでありました同時多発事件、心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。ただ、この中には、アメリカ人だけではなく、全世界の人間が入っておる。中でも日本人が二十数名入ってます。日本も同じ攻撃をされたという思いを持っております。

そこで、先ほど質問者から市長はどのように考えるかという質問がありました。市長は、法に基づいて対処すればいいということでありました。今現在、日本政府が自衛隊法の改正、またその他、憲法を拡大解釈してでもアメリカと同一歩調をとって対テロに向かっていくんだということを言っております。そのことについて市長はどのようにお考えでしょうか、まずお聞きをしたいと思いま

す。

それでは、大綱6点であります、順次質問を行っていきます。

まず、たくさんの方が傍聴に来られております。余りお待たせをするのもなんですから、まず住宅問題を質問させていただきます。

実は、今議会において6名の方が質問をされました。中身を見ますと、各会派代表で質問されるように思います。各会派代表であるということになりますと、各会派合計しますと16名ぐらいになるかもわかりません。初めて16名の方が、議会において住宅問題を質問されました。これはどういうことなんでしょうか。そして、質問の内容も、多少の言い回しの違いはあれども、弱者の立場に立って発言されてる共通点はあると思います。

私は、この裁判は大変不幸な裁判であると思います。住民の皆さんにとってみたら、時の首長の判断によってその都度変わっていったという経過があるわけであります。市長は、この一審の判決の重みについてどのようにお考えでしょうか、改めてお聞きをしたいと思います。

また、先ほどの質問もありましたが、改めてお聞きをします。過去の首長の判断によっていろんな判断が出ました。市長は、過去の首長の判断、それをどのようにお考えでしょうか。どこに原因があってこの問題が出たんでしょうか。いろいろな問題はあります。書類上の問題もある。しかし、最終的には首長の判断であったことは事実であります。どのようにお考えでしょうか。

また、今回質問しましたのは、9月28日に一審の判決が出ます。これは休会中であります。簡単に質問します。休会中であって、もし泉南市が敗訴するということになれば、当然控訴されると思います。その場合、予算が伴います。市長は、休会中でありますから、これを専決をされますか、それとも臨時議会を開いて審議をしますか、どちらなんでしょうか。

同時に、住民が敗訴した場合、問題は建てかえということになっていく可能性があります。現在の住宅は老朽化しております。同時にまた、裁判をして2年数カ月、向井市長になってからも7年

強の時間がたちました。皆さんは、その間当然のようにお年寄りになられました。年をとられたわけでありまして。建物の老朽化、入ってる人は高齢化、大変な問題であります。この住民敗訴になったときに、市長はマスタープランを前面に出して、さあ建てかえるんだということを前面に出されるんでしょうか、それとも改めて話し合いをするんだと、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

行政改革についてお聞きいたします。

私は、財政問題は今度は避けまして、まず行政改革も大事であると思います。中でも最近市民の皆さん、同時に議会の中もありますが、職員のモラル、職員の士気が著しく低下しててはないかという声を聞きます。幾ら財政改革をして、幾ら立派な絵をかいても、「人は石垣、人は城」と言います。人が、職員がやらなければだめなんです。

市長、今こそ本当の職員に対するリーダーシップが求められると思います。厳しいリーダーシップ、強いリーダーシップが職員に求められているのではないのでしょうか。具体的な士気についての市長はどのようなリーダーシップを発揮されておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、阪南市では現在大きい名札を首からぶら下げております。そして、職員の配置も、机の配置も変えました。大変好評だと聞いております。私は、いいことはまねをすればいいと思います。恥ずかしいことではない。そういうことに対して市長はどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

次に、近郊緑地の問題についてお聞きいたします。

私は、予算委員会で近郊緑地について質問いたしました。岡中その他、畑や田んぼ、住宅まで入った中に近郊緑地の網がかかっているのはおかしいじゃありませんか。一方では、近郊緑地の中で商売されてる方もあるじゃないですか。最近見ますと、開発も進んでるようであります。

このことに対しては、上林助役は間違いなく意見を言われました。私はそのことを言っておるんではありません。どう見たってこの近郊緑地の線

引きはおかしいんです。近郊緑地の趣旨は、緑の保全であります。国が法律をつくるんです。それであるなら、なぜ岬の山は近郊緑地の網がかかっていないんでしょうか。そして、公みずからがなぜ土取りをするんでしょうか。そもそもおかしいんです。

近畿圏整備法で縛られてるなら、その部分は岬へ持っていけばいいんです。その役割をまず果たさなければいけないのは、泉南市ではないでしょうか。市長のその後のお考えをお聞きしたいと思えます。

駅前広場についてお聞きいたします。

駅前広場というよりも、私は前回の質問で駅前再開発は凍結であるというお答えを聞きました。中止ではないと。しかし、駅前再開発に使った費用は二十数億円になります。このことに対して市長は、経過説明と結果責任を市民に示さなければいけないと私は思います。

今、大変な状態であります。税金の使い方はどうなっておるのか。市民は血税を払ってるんです。その流れについて市民が知りたいのは当たり前であり、情報公開の時代、市長はそのことについて説明、そして責任を明快に示さなければいけない、そのように思いますが、いかがでしょうか。

道路問題についてお聞きいたします。

長慶寺市場線であります。13年度から着工という答えを聞いておりますが、いまだに動きが全くありませんが、その後の進捗はどうなっておりますか。

6番目、本市発注の全工事の品質についてであります。

実は、これは貝塚で行われてるものをあえてそれを見ながら質問いたします。貝塚市は、請負業者の責任体制を明確化しなければいけないと。そういう中で、市が主導権を握りながら、工事現場の工事責任者、現場監督、そういう人たちが腕章を巻いたりつけたり、責任の所在がはっきりしておるのかどうか、そして品質管理は市が主体的に管理しておるのか、そういうことを貝塚市は明快に組織をつくってやっております。泉南市はその組織があるんでしょうか。なければ、今後やっていくおつもりがあるのかどうか、お聞きしたいと

思います。

以上であります。残り時間があれば、自席から質問を行いたいと思います。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） まず、住宅問題についての御質問にお答え申し上げます。

今回、間もなく判決が出るわけでございますが、その判決の重みについてどうとらえているかということでございますけれども、これは従前から申し上げておりますように、第三者の公平な裁判という中で争われてるわけでございますから、その判決の重みというのは非常に重いものがありますし、また基本的には尊重すべきであるというふうに考えております。

それから、勝訴、敗訴の場合どうするのかということでございますが、特に御質問にありましたのは、市が敗訴した場合控訴するのか、あるいは控訴するとすれば当然控訴費用が要るんじゃないかと、その辺の議会対応はどうかということでございますが、これはまだ判決が出ておりませんので、非常に答えにくいわけでございまして、今それぞれの立場で勝訴を勝ち取るために頑張ってきたところでございますから、はっきり言えないかというふうに思いますが、ケースとしては私どもが勝訴した場合、原告が控訴されるのかどうかというのが1つ、それから我々が敗訴した場合に我々が控訴するのかどうかということでございますから、これは今の時点でははっきり物が言えないというふうに思っております。その判決がどうなるのか、あるいは判決理由——きのうも御質問がありましたけれども、それを十分見させていただいた中で市の方針を決めたいと、それによってまた議会とも御相談をしたいというふうに思います。

その控訴、敗訴、それはちょっとさておいたとして、判決が出たということにつきまして、できるだけ速やかに所管の委員会に御報告をまずさせていただきたいと、このように考えております。限られた時間で一定の判断をしないといけないという部分がございますけれども、それらについてはまだ今具体的にその手順についてどうするという

ことには至っておりません。その結果と、それから内容によるというふうにお考えをいただきたいというふうに思います。

それから、職員の、特に研修も含めた形でどういうふうなことをやってるのかということでございますが、私の方は昨年、幹部職員を何十人かに分けまして、計5回の研修会を開催いたしました。それは私が直接話をしまして、1つは私の考えているまちづくりについて、それからもう1つは、これからといいますか、現在も含めての地方公務員のあり方と、こういうことについてお話をしまして、具体的に各市の事例なり、あるいは職員に求められる資質、これらについて話をいたしまして、質疑応答を含めて5回開催させていただきました。

それと、若い職員の皆さん、入られて1年ぐらいいから7年ぐらまでの職員の皆さんとは、メンバーは変わりますが、もう一昨年ぐらから定期的に会合を行いまして、ようやく一巡をいたしました。

これらの皆さんは、特に将来の泉南市を担っていただく職員の皆さんですから、率直に皆さんの意見を聞かしていただいて、またそれに対して私の考えを言う。あるいは提案ですね。なかなかふだん職場の限られた中では言いにくいこと、そういうことを率直に言ってくれということで会談をいたしまして、それらも一巡をいたしまして、特に若い職員の皆さんはいろんなアイデアをお示しをいただきましたし、また提案なり、それからこれからのあるべき姿ということも含めてお話を、これは気楽な立場という形でさしていただいております。こういうことを通じまして職員の皆さんと我々と意思疎通を図るということと、それから我々の考えを伝えて、そして研修の成果にさせていただくということで取り組んできております。

今後とも、研修というのは非常に大事でございますから、さらに深めてまいりたいと考えております。

それから、名札とかについては、後ほど公室長の方からお答えをしたいというふうに思います。議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。市長公室長（中谷 弘君） 角谷議員さんの御質問でございますけれども、先ほど市長が御答弁さ

せていただきましたけれども、職員の意識改革ということの中でございますが、これからの時代は、高齢化、国際化、情報化等が進んでいくという中で、国主導から地方主導という行政を進めていかなければならないということの中で、職員の研修の充実に努めていかなければならないというふうに考えております。

そのような中で、いろんなシステム等を確立していかなきゃならないという課題があるわけでございますけれども、今回の新行財政改革大綱の中にも、行財政運営検討部会において人材の育成については一層その推進を図るということにしておりますので、これまで以上に職員の研修の充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、名札の関係でございますけれども、名札につきましては現在は、私が今つけておりますこの名札ですね。ポケットに差し込むような名札でございますので、すぐに外れてしまうという面がございますので、ことし中に少し大きくした形で、字も大きくして、市民の皆さんからわかりやすく、また外れないようにきちっとつけられるという形態のものに取りかえるという考え方でございます。ことし中にその作業を行って、各職員に配布したいというふうに考えておるところでございます。

それと、次に現在の机の配置の関係でございますけれども、執務形態を廊下側に向けたらどうかという御提案をいただいたわけでございますけれども、以前質問者にもお答えしたんですけども、市民の方が窓口に来られたときにすぐ対応できるという利点があるというふうに思いますけれども、現在の泉南市の庁舎につきましては非常に狭いということがございまして、すぐにそういう形にできるかどうかという物理的な問題があるというふうに我々は考えております。

これは、こういう形にするのか、すぐ対応できるほかの考え方があるのかどうか、これは検討していかなきゃならないというふうに考えておりますけれども、現状ではそういう状況でございます。

それと、もう1点、近郊緑地についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

近郊緑地の保全区域の見直しにつきましては、本議会におきましても、昭和62年に区域内におきます届け出に要する行為に関する要望決議がなされた経過がございます。御案内のとおり、この問題は法の趣旨から近畿圏全体の緑地保全に大きく関連することございまして、変更につきましては非常に厳しい状況下にあるというふうに考えております。

しかしながら、社会情勢の変化や地域の変貌等を見れば、線引きにつきましては一定の見直しがあってもよいのではないかという認識をいたしておるところでございます。これまで本議会で見直しについての御質問をいただきました。本市としては、地物、地形に整合した線引きに見直しを要望してまいりたいと御答弁をさせていただいておるところでございます。

本年、近畿圏整備区域の整備計画の策定に係る意見照会等があった際、府に出向きまして、保全区域の見直しについて議論をさせていただいて、本市の現況等も伝えたとおるところでございます。そして、見直しについても要望してまいったという状況でございます。

何分にも、初めに申し上げましたように、近畿圏全体の問題でございまして、すぐに線引きの見直しができることは厳しいというふうに考えておりますけれども、今後も継続的に機会あるごとに要望してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 和泉砂川駅前広場について、お答えをさせていただきます。

御指摘のように、和泉砂川駅前の再開発事業、これにつきましては組合手法による整備、これについては凍結を行うということで準備組合にお諮りし、決定をされておるところでございます。

その際に、準備組合の方からは、駅前の整備に関して交通広場、また砂川榎井線、信達樽井線などの都市基盤の整備を市の方で行うよう強い要望がなされたところでございます。

本市といたしましても、山側の都市核として駅前にふさわしい整備を行う必要があると痛感をい

たしておるところでございます、準備組合の要望にこたえる形で本年度予算計上を行っておるところでございます。（角谷英男君「そんなこと聞いてへん」と呼ぶ）

広場用地の取得につきましては、権利者と交渉中でございます、現時点では取得に至っておりませんが、年度内に駅前交通広場用地の取得を完了するよう進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 答弁者に申し上げます。余分なことは答弁しないように。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 市といたしましては、砂川駅前の周辺の都市核として広場を位置づけておりますので、これまで取り組んできたことがむだにならないように、今後も社会状況を見据えて、先行取得用地も活用した整備手法の検討や、駅前にふさわしい市街地整備に取り組んでいく必要があると考えているところでございます、交通結節点の機能の整備と駅へのアクセスの向上を目指した道路、駅前広場等の公共施設の整備を早期に図る必要がありますので、また道路、駅前広場等、公共施設の整備が図られることによって事業環境が推進され、良好な市街地整備が促進されるものと考えております。

したがって、市としましては早期に公共施設整備と駅前にふさわしい拠点整備に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから、道路に関する御質問でございますが、特に御指摘いただいた市場長慶寺砂川線、この進捗でございますけれども、目に見えた工事等はやっておられないわけでございます、長年にわたって用地の先行取得、これはやっておりまして、既に3分の2の用地の取得は行っておるわけでございます。今年度は予算計上もお願いいたしまして、土地開発公社の用地の買い戻しを行ったところでございます。

今後は、工事実施に向けて、大阪府、また国なりとの協議を行って、平成16年度の供用開始をめどといたしまして精力的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 角谷議員御質問の本市発注の全工事の品質保証について、御答弁申し上げます。先ほど議員が貝塚市の事例を紹介されまして、本市の状況はどうであるかということの説明させていただきたいと思います。

本市発注の工事現場におきましては、従前より請負業者の担当技術者を明確にさせることは、適正な施工を行うため、あるいは公衆安全対策の面からも、その必要性を認識しております。今年度、4月1日施行の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、特定建設業者は施工体制台帳の提出等が義務づけられているところでございます。また、一般建設業者につきましても、法に準じた指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、工事施工管理についてであります、現行は工事担当課の監督員が工事施工に関する打ち合わせや指示などを随時、請負業者の担当技術者と行っており、安全管理や工事施工に不備があれば指導等を行っているところでございます。

議員御指摘のように、市発注工事の安全管理と品質管理のさらなる向上を図るため、統一的、整合的に全庁的な対応が必要であると考え、関係課調整を行い、今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） それでは、再質問を行っていただきます。

住宅問題であります、市長は一審の重みを十分理解をしておるということであり、問題は、先ほど申し上げましたように、休会中に判決が出るわけであり、当然わかってるわけですね、28日というのは休会中であると。当然市としては、住民の皆さんもそうだと思うが、その両方の対応はもう考えてると思うんです。中でも、控訴する場合は、判決後2週間以内と聞いております。そうならば、当然何らかのアクションを今から考えておかなければいけないと思うんです。中でも泉南市は、市長は判決は十分皆さんにお知らせをするんだと、報告するんだということを言っておられます。当然そういう場合は、専決なのか、そ

れとも臨時議会を開くのか、そういうふうな全議員に諮らなければいけないと思うんですよ。

先ほど申し上げたように、6名の質問者が出て、それを会派合計すれば16名ぐらいになるんですよ。それだけの議員が注目をしておるわけですよ。イコールそれだけの市民が注目をしておるということなんで、判決が出てから判断しますでは私はおかしいと思いますよ。両方想定しなければいけない。だから、両方の中の1つ、泉南市敗訴の場合はどうされますかと。簡単に言えば、臨時議会を開かれますか、どうなんですかという非常に簡単な質問なんです。改めて。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） やはり判決ですから、その結果を見ないと次の行動はとれません。それと、判決内容、これを見た上で対応するということになるわけでございます。

おっしゃるように、例えば市が敗訴した場合に控訴するのかわからないのかという判断をしなければいけません。それによって、当然議会にも御相談をしなければいけない。当然どういう形でしていただくかというのは、また議長さんとも御相談をしないといけない。それによって対応、方向性が出てくるというふうに思います。

それはそれとして、先ほど言いましたのは、とにかく結果が出たということについて、まず所管の委員会に御報告をさせていただき準備をいたしております。日程調整もさせていただいてるかというふうに思いますけれども、そういう形でまず報告をさせていただこうということで考えております。

それは結果の報告ということでございますが、それと別に次のアクションということになれば、当然議会の議決が必要なものがあれば、議会と御相談して、閉会中でありますから、どういう形で対応するのかというのは、御相談しながら話をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 市にとって残念な結果が出た場合は、議会と十分話をすると。当然議会で、先ほど担当常任委員会に報告して——報告だけではないと思いますね。当然、委員長は報告を受け

て、そのまま終わるということは多分ないと思うんですよ。当然、議員の意見が出ると思います。そこで、市は、当然市に対していろんな意見が出ると思いますので、それは十分踏まえるということですね。そう理解して、その場でうんと言っていたら結構ですけども。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、議会の御意見もお聞きをいたします。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 一方、裁判ですからどっちかしかないわけです。住民の皆さんが不幸にして敗訴ということになりますと、市長はどうされますかね。当然、先ほど言いましたけども、建てかえという考え方をずっと持ってきておられるわけなんです。それを改めて当然のように建てかえで行きますと、これからずっとそう言い続けられるのか、そういうことをやっていくのか。それとも改めて一審の内容、先ほど言われましたけども、十分中身を見て、そしていわば皆さんは弱者だと思うんですね。これは不幸な裁判だと思いますよ。市長と住民が戦うと、これはよくないことだと思います。そういう意味では、改めて1つの区切りとして今後どうするのか、十分話し合いをやっていくんだと。その辺はどうなんでしょうか。

当然そのことも、もともと建てかえ論ですから持っておられると思いますけども、住民敗訴の場合は住民に対してどのような対応をしていくのか、お聞きしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市が勝訴の場合ですね。その場合は、まず原告側がどういう対応をするかと、控訴されるのかどうかですね。控訴されれば当然応じていかなければなりません。

されない、仮に確定するといたしますと、裁判はそれで終わりになるわけですね。我々の主張が認められたと、こういうことになるわけですが、きのうも御質問者にもお答え申し上げましたように、もちろん判決、勝つか負けるかという1つの判断と判決内容がついてくるわけでございます。それは十分我々の方も精査すべきだというふうに思っております。今のところは、それ以

上のことは申し上げられません。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 今、それ以上申し上げられないと、そういう答えが多分出るだろうなと思いました。しかし、何度も申し上げますように、休会中に起きる判決なんですね。当然もともとわかっているわけなんですね、28日というのは。

問題は、行政として判決が出るまで何も言えません。これから議会がまたあって、例えば議会中に判決があるとか、議会前に判決があるとか、それであるならまあよろしいわ。しかし、そうでないんです、何度も申し上げますように。当然、両方の考えはもう持っておられなければ私はいけないと思うんですよ。見てから見てからでは、私はどうかなというふうに思いますよ。

住民の皆さんも、両方の考えがあたりかもわかりません。そういう意味では、事前にそういう情報、話、いろんなものを判断材料として入れたいという思いもあるかもわかりません。見てからでないと今判断できませんというのは、私は何かちょっと今の段階で——裁判が始まったり、また途中であるなら、そらそういうこともあるかもわかりません。しかし、もう判決がわかっているわけなんです。そういう意味では、そのお答えはどうかなというふうに私は思いますよ。

幾ら質問しても、判決の内容を見てみなければどうもお答えできないということだと思いますね、今これから質問することについても。私はそれはどうかなというふうに思いますよ。もう今の段階では、勝てばこういう考え方でやります、負ければ皆さんとこれから十分話し合っていきますというような考え方、両方持って当たり前ではないかというふうに思いますけども、再度お聞きします。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 判決が間もなく出るわけがありますから、その判決と判決内容によって当然考えていくべき問題だと。今ここで論じることは、適切でないというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 大体予想された答弁というふうには思いますが、ただ私はもし泉南市が敗訴ということになれば、当然これは臨時議会を開

かなければいけないし、当然市長、大変きつい言い方になりますが、これは市長の責任も大変重いのだと思いますよ。市民との裁判で敗訴ということになると、大変な重要な問題が出てくるのではないかとこのように思います。そういう意味では市長も、その判決の重みを十分感じるという答弁をされておりますので、そういうふうに理解をします。大変重いのというふうには思います。

続いて、近郊緑地の問題について質問します。近郊緑地については予算委員会で上林助役にも答弁いただきましたが、問題はその後市として具体的に行動されておるのかどうか、されておるならどういう行動をされたのか。

それと、市長にもお聞きしたいんですけども、改めて近郊緑地を聞きますけども、この線引きは市長としておかしいと思いますか、思いませんか、法の趣旨からして。お聞きしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） おおむね妥当だというふうに思います。一部不明確な部分、それから現状の土地利用に照らしてその趣旨が合わないといいますが、その部分はございますが、一応山全体を保全するという点については、適切ではないかというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 先ほど答弁が出てませんが、後で進捗ですね、具体的にどういう行動をとられたのか答弁いただきたいと思いますが、おおむね妥当であると、ただ一部に問題があるということをおっしゃいました。やっぱり一部の問題は、実はそこに関係する地権者といいますが、そういう方は大変な問題なんですね。

一方、これは予算委員会で問題になりましたけども、その中で現実に関係が行われる。それは当然だと思いますよ。インターチェンジがあって、そこにやっぱり、正直言いまして農業はだめですから、ビジネスチャンスを求めてくるのは無理なことだと思いますよ、ある意味では。だから、問題はそれを市長として、市としてどうしていくかと、これが問われるわけです。

そこで、これは企画が担当されていますから公室長だと思いますけども、あの予算委員会から本

日まで具体的な行動を示していただきたい。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 最初の答弁でも一部さしていただいたと思うんですけども、ことしに入りまして、企画広報課が窓口でございますので、大阪府へ行ったときに、向こうの担当係長に市の現況等を伝えて、不都合な部分もあるのではないかとということで、見直しについて要望したということでございます。

これはことしの13年度の予算委員会以後の動きということで、現在まで大阪府に1回赴いて、市の意向については伝えてあるということでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 担当課の職員、課長さんでしょうね、動かれたと、陳情に行かれた。そんな質問してなかったはずなんです。そんな要望もしてなかった。これは市長も一部おかしいということを確認されている。市長がどんな動きをされるか、市全体としてこれをどうとらえてるのか、どういう動きをするのか、これが問われてるわけです。それは、申しわけないけど、一担当課長さんが行かれて片づく問題では絶対ないです。

しかも、予算委員会の答えははっきりしてるわけなんです。上林助役は「間違いなく違法建築です」と、こう言い切ったわけです。そういう事実、僕はそれを言ってるんじゃない。何度も言いますが、それを言ってるのではないんです。だけど、そういうものが、極端な言い方をすれば、みんながやればいいのかと、法を無視してでもやったら行政は何も言わないのか。そんなことじゃだめでしょう。だから、この際市を挙げて整理する必要があるのではないですか。どっちも不幸なんです。

一方では、岬は全然そんな網はかかっていない。そんなばかな法律あることない。だけど、現実にはあるわけですね。だけど、おかしいでしょう、現実に。だから、市長を先頭にこの問題は取り組まなければいけないのではないですか。市長、どんな動きをこれからされますか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、阪南、岬が入ってないということでございます。これは制定するとき

に、泉南市は山間を保全しようという積極的な対応のもとに網をかぶせられたものでございますから、それは泉南市の1つの考え方であって、今泉南の山が守られてるといのは、1つはその成果だというふうに思います。

ただ、おっしゃいますように、当時と今とかなり時代も進み、また現況も変わってまいっておりますから、地形、地物も変わってきてるわけでございます。一部不整合といいますか、ところがあるんじゃないかということの前から申し上げてるわけでございます。今回その近畿圏整備の法律の一部ヒアリングがあったので、担当の意見ということではなくて、市としての意見として申し上げてきたということでございます。ですから、今後とも我々の方もその不整合と思われる部分についての是正、これをきっちり申し上げていきたいというふうに思っております。

ですから、これは近畿圏整備全体の問題ですから、全体見直しとか、そういう機会をとらえないといけないというふうに思いますけれども、そのチャンスをとらえて十分申し上げていきたいというふうに思います。当然、もっとレベルを上げて府の方にも話をしていきたいと、このように思います。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 前回は一步進んで、今回また一步進んだかなと。過去に申し上げましたが、これは執拗にチェックし、追っていきたい。だから、次の機会でないかもわかりませんが、その次ぐらいにその後どうなりましたかという質問を間違いなくさせていただきます。そのつもりでお願いをしたいというふうに思います。

砂川駅前の問題であります。中でも再開発にかかわる費用、予算ですね。これを前回の質問で私は市長にお聞きしたわけであり。経過説明並びに結果責任というものが問われませんか。先ほど替え地の部分については今後十分検討し、まちづくりのために使っていくんだというふうな答弁をいただきましたが、しかし現実的には非常に問題として残っておるわけです。間違いなく残ってる。

その辺、市長の認識を改めて、大変な財政難で

すから、開発公社に至っては借金が130億あるわけですから。まだまだこれ、大変な問題として残っていくわけです。それは間違いなく執行責任者として、その責任の所在も今後の問題も含めて明快にしなければいけないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 和泉砂川駅前整備につきましては、砂川樫井線と信達樽井線の道路整備の都市計画決定をするに際しまして、特に信達樽井線ですね。駅前通り、これは府道でありますけども、都市計画決定する際に地元から強く、我々は駅前に残りたい、ただ単なる用地買収での幅はだめですと。要するにそこに権利者として残りたいんだと。したがって、面的整備と一緒にやってくださいという要望があったわけでございます。それを受けまして、面的整備ということになれば、土地区画整理か市街地再開発ということでございますが、物件がたくさんあるということで市街地再開発事業という形の計画をつくって、しかも権利者施行、組合施行という形で今日まで来たわけでございます。

当時としては、当然全国各地でそういう市街地再開発が行われました。和泉砂川もかなり面積的にもふやして、3.3ヘクタールという非常に大きなエリアでやってほしいという話もございまして、そのような形で準備をしまいいりましたけれども、バブル経済以降これがこの事業そのもの、市街地再開発というのはあくまでも独立採算、事業主体責任でやるわけでありますから、そこで権利床を取って、残りの保留床を売って資金回収できるのかどうかということが一番大きなポイントでございました。

これが成立しないと再開発事業はできない。あるいは、仮にやっても、市から最後かなり投入しないと精算できないということになるわけでございまして、慎重に対応してきたというのが事実でございます。

そういう中で、今のこういう時勢になってまいりまして、とても採算性が合わないということになってまいりまして、凍結をするということになったわけでございます。

しからば、凍結をしたら、じゃ我々の方は街路は街路事業としてやりますよと、それでいいんですねということ念を押したわけでございますが、それは結構と。ただし、駅前広場も一緒にやってほしいというお話がございましたので、その再開発の計画の中の1つの案でありましたものをベースに、本来単独でやるのならば公共でやるべき街路と駅前広場——駅前広場も街路の一部でございますけども、これでやりましょうと。じゃ、残りの土地はあなた方で土地利用を考えてくださいと、そのかわり用地買収方式になりますよと。ということは、ここにとどまれない場合も出てきます。あるいは転出ですね。どこかの代替地を求めていただかなければいけないと。あるいは、かかる方は後の整備をされる方とお話し合いでそこに一緒に入っていただくか、任意の話になりますということのもとに、一応分離をいたしまして、今回街路と駅広は市でやると、残りは民間でやるという整理をいたしたわけでございます。

再開発を予定しておりました関係もありまして、確かに代替地として公保有もございまして。あるいは、街路の一部代替地用地ということでもございます。そういうものについては、今後街路事業でやった場合の種地として、転出される場合の代替地といいますか、そういう形での転用ということも考えられるというふうに思います。

したがって、今後具体にお話をさせていただく中で、そういう公社所有地の有効利用というものを十分見定めていかなければいけないというふうに思いますし、それにどうしても希望者がいないということになれば、処分なり、また他の転用ということも考えていく必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、まちの第3次総合計画の核という形で、我々も地元も一体となって取り組んできたものでございまして、結果、再開発については凍結するということになりましたけれども、その精神は生きているということでございますから、こういう時代背景の中で非常に厳しい状況に置かれてるのは事実でございますけども、日本全国がこういう形になっておるわけでございまして、一概にどこがすべて悪いというのはなか

なか言いにくいというふうに思います。

今後、我々の担当の部門、街路は街路、駅広は駅広という部分をできるだけ早期に整備をするということが、我々の責務であるというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 道路問題で再質を行いたいと思います。

長慶寺市場線ですね。先ほども言いましたけど、13年度着工と。部長の答弁は、用地買収を行っているんだというふうに言われましたが、問題は、皆さん期待してるのは、道路という事業、用地買収はもちろんでありますが、形がどんどん見えてくる、13年度中に。例えば、砂川生コンの電柱1本まだ動いてないんですよ。13年度中に用地買収、何件ありましたか。そして、道路工事としてやれる部分はどれだけやったんですか。で、この道路の補助金は幾らあるんですか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 街路事業で、何も目に見えてする部分だけが街路事業ではございません。この大きないわゆる都市計画道路でございますので、やはり順序立てて効率よくやるのが我々の仕事でございますので、13年度につきましては、9,016万9,000円の予算計上をさせていただいておりますので、御承認いただいた範囲内で用地の取得を行ったということでございます。

どっちみち16年度までの間には当然砂川樫井線との連動で道路としての効果を発揮しなければならぬわけでございますので、効果的な工事をするについては、ちびちび工事をするよりも、効果的な工事をするのが我々の務めでございますので、302メートルの区間でございますので、工事そのものは用地の取得さえできればそう期間がかかるものではございません。かなりかかるのは尋春橋のかけかえのことでございまして、これについては当然橋の下にはJRがございまして、これらについては精力的にJRとの協議を進めておるわけでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） いやいや、部長、13年

度中に用地買収その他工事は具体的に行われたんですか。予算はわかりましたよ。本当に補助金、これうまく取ってるんですか。どうなんですか。

もう一回聞きますよ。どれだけ工事が進みましたか。用地買収があるとするなら、どれだけあったんですか。具体的にできるものからとか効率的にと言われてますけども、何か事業として行われたんですか。13年度からスタートすると言うてるんですよ。事業スタートと言うてるんですよ。簡単に言えば生コンから尋春橋まで。これは大事なんですよ。新築前の混雑に大きく影響してるんですよ。影響する、いい意味で効果をもたらすんです。もちろん砂川樫井線も絡みますけども。お答えください。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 補助金の関係でございますけども、国庫補助事業の採択を目指しておったわけでございますけども、採択は13年度はされなかったということでございますので、13年度については、先ほどから申してまじょうに用地の取得に当たったということございまして、面積、金額についてはちょっと私記憶してませんが、民間地の取得を1件完了いたしました。また、公社の先行しておる部分についての買い戻しも実施したところでございます。

来年度には、当然国庫採択されて、補助事業として工事できるような部分につきましては、できるだけ効果的な部分を発揮しなければいけないということでございますので、尋春橋の山手側についての一部改良工事を行いたいというのが今の現状でございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 国庫採択されなかった、要はできなかったということは、どうなんですか、何のミスがあって——ミスというか、なぜできなかったか、されなかったのか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 国庫採択されなかったのは、ミスがあってされなかったというわけではございません。国の方のいわゆる大阪府に対する予算配分、また大阪府からの泉南市に対する事業の配分、これについて要するに採択

されなかったということでございますので、補助の申請に当たってのミスはございません。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） ミスとかそれよりも、されなかったということが大変なんです。要は、言葉は悪いかもわからんが、皆さんの努力が足りなかった、泉南市がなめられた。皆さんは期待をしたんですよ、これに。そして、皆さんも13年度からやると言ったんですよ。そらおかしいでっせ。採択されませんでしたって簡単に言われますけども、要は力——泉南市、なめられたということですな。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 国または大阪府、泉南市の中で、なめたとか、なめられたとか、そういうようなことはございません。我々は一生懸命業務に励んでおるわけでございまして、まだトータル的にこの事業について採択はされないというわけではございません。年度年度で申請も行うわけでございますので、（角谷英男君「13年度の話してるねん」と呼ぶ）ことしについては、先ほどから申してますように、事業費については、当然事業をするということになると市の単費の事業になってしまいますので、工事については後延ばしにしておるということでございまして、ことしの事業としては用地の取得に全力を注いだということでございます。

どっちにしても、土地の取得をしなければ事業にもかかれないうわけでございますので、いつでも事業にかかれるように用地の100%の取得に当たりたいということで、他の地権者に対しても交渉を精力的に行っておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） それはおかしいでっせ。市民の皆さんに約束しといて、採択されませんでした——聞いてまっか。採択されませんでした。そんなばかな話おまへんで、ほんまに。いやいや、そうなりまっせ、そやけど。

最後、もう時間もありませんから、本市発注工事の品質保証についてであります。部長、これ、貝塚は組織化してるわけですよ、庁内にね。泉南市でやるという前向きな答弁でありますけども、

全庁的に例えば委員会を組むとか、貝塚の場合は規約もあるわけです。持ってます。あとは、全庁挙げて貝塚市公共工事等関係課連絡会というのがあります。専門委員会名簿というのがあるわけですけども、やる以上、当然こういう組織化をしてやられるおつもりなのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。時間がありませんので、簡潔に。

総務部長（谷 純一君） 私ども、貝塚市さんがどういった形でこの事例について対応されてるかというのは、資料としては持っております。そして、関係連絡会ですか、そういった形で対応されてるということも聞いております。

これから我々としましても、こういった事例についても研究を行っていきたく思いますし、また当面は、先ほども答弁させていただきましたが、全庁的な対応が必要であるということも考えておりました。関係課のまず調整を行って、あとでまた今後そういった事例もございまして、それも参考にしながら検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

1時30分まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時32分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、泉南監報告第8号 例月現金出納検査結果報告から、日程第6、泉南監報告第13号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 成田政彦君。

監査委員（成田政彦君） 例月現金出納検査結果報告。議長の許可を得ましたので、ただいまから平成13年5月、6月、7月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法235条の2の第1項の規定に基づき、平成13年5月分は平成13年7月5日に、

平成13年6月分、7月分は平成13年8月30日に井上監査委員と私が検査を執行いたしました。それについては、一般会計、特別会計など収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。議長（奥和田好吉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。3番（小山広明君） 前回の本会議の中でも質疑させていただいたんですが、いわゆる旅費規程の問題で、本人の書類が本人が知らないところで作成されている問題を指摘させていただきました。だから、帳簿を見ただけでは本人が書いたかどうかかわからないと思うんですが、そういう点で井上監査委員とも合議をして対応したいという答弁もされておりますので、その辺の周知徹底ですね。このことを実施するとなりますと、ある意味で事務が大変煩雑になることはよくわかるんですが、やはり書類というのはちゃんと、本人が出すものは本人が目を通して、本人が書くということは当たり前と思うので、その辺のことはどのように監査として対応されましたのか、御報告いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） 小山議員がおっしゃってるのは清掃組合議会における問題でありまして、その問題は清掃組合議会の監査すべき性質のものであります。なお、泉南の分については、事務局長に対しても適正に行うようにいたしております。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 確かに清掃事務組合のことで判明はしたんですが、私は市会議員4期目に入っとるんですが、一度も旅費精算で自分が書類をつくった経験がないので、恐らく私だけがそうだというんじゃないと思います。全体がそういう処理をしとるんじゃないかなと思いますので、これは清掃事務組合だけの問題じゃなしに、一般的に泉南市の会計処理の中でもそういう実態ではない

かなと思うので、もう少し具体的に、そういうものがまずあったのかどうか、それからあったのであれば今後はどうするのか。今後の対応については恐らくいろんなやり方なり、いろいろ変わってくると思いますので、そういう点でその後どういう具体的指示をされたのか、それでどういうふうに監査委員としては把握をしていらっしゃるのかをちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） 何度もおっしゃいますように、清掃組合における監査のあなたの請求はそれでありまして、泉南市における監査委員といたしましては、私は旅費規程に基づいて実施するよう事務局長に指導しております。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 答弁になってないんでね。私も市議員をやっとって、何回も視察なりいろいろ旅費請求をやっとるはずなんですが、一度も私、自分でしたことないんですよ。確かに事務局に判を預けてありますから、事務局が長い慣例でやっとると思うんで、何もこれは清掃事務組合のことではなしに、泉南市の行政の中でも、職員も含めてそういうやり方が行われておるんであれば、これは大変な問題ですので、そういう注意を持って当たったのかどうか。

合議すると言いましたからね。合議をして、合議をただけじゃなしに実態を調査して、今後そういうことのないようにするのか、いや今後もそういう方針でやることを監査として認めるのか、その辺を聞いてるわけですから、ちゃんとまともに答えてください。（成田政彦君「はっきり答えたから。きっちり言う」と呼ぶ）

答えになってないでしょう。議長、整理してくださいよ。そんな答えになってないじゃないですか。

議長（奥和田好吉君） どうですか、成田君。成田君。

監査委員（成田政彦君） 私は井上代表監査とともに、例月監査は、金銭の間違い、数字一切の間違いきちっと点検いたしております。すべてきちっとしております。だから、いわゆる監査のその

問題について結果がどうかということについては、私は正しいと思っています。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 書類を見てちゃんとなつるとするのは、それは私の質問と全然違うでしょう。私は12年間議員をやっても一回も自分で書類をつくったことない。しかし、旅費規程からいったら、本人が精算することになつてくるんですわ、請求して精算ね。書類を見たってちゃんとなつてますと言つたって、それは本人がつくった書類でないことが判明したわけやから、そういう実態があるのかどうか、そして今後はそういうことについてはどうするか、そういうことを監査はちゃんと指示しなかったらいけないでしょう。答弁になってないですよ、答弁に。

議長（奥和田好吉君） 議事進行の内容とちょっと違いますので。

3番（小山広明君） 何ですか。私が質問しすることにちゃんと答えてないじゃないですか。

議長（奥和田好吉君） この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成12年度各会計決算認定20件を除く他の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成12年度各会計決算認定20件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて、平成13年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の第1ページをお願い申し上げます。

専決理由でございますが、平成13年7月19日をもって平成12年度老人保健医療費交付金及び審査支払手数料交付金の額が確定された結果、概算により既に交付されている額が当該確定額を3,767万円超過し、当該金額を返還する必要が生じたことから、当該返還に要する予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,767万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億753万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、7ページから8ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といた

します。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

泉南市固定資産評価審査委員会委員であります竹中 昭氏が平成13年10月8日をもって任期満了となりますので、同氏の後任といたしまして、税に関する経験、知識とも豊富な馬野和俊氏を最適者と認め、新たに選任いたしたく、地方税法第432条第3項の規定により議会の同意を賜りたく提案するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書11ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。

19番（和気 豊君） ただいま市長が、税に関する知識を有する方だと、こういうふうにお示しをいただいたんですが、この議案第1号の参考資料、経歴を見る限り、なかなかその経歴からは読み取れないというふうに思うんですね。やはり経歴をお出しになるときは、もう少し提案理由と見合ったような経歴をお出しただかないと、ちょっとね。私はこの方の在任中、私ももう既に議員をしておりましたのでよく知っておりますが、しかし議会全体にお諮りになる場合には、そういうことが一目瞭然読み取れるように、そういう資料を添付をいただきたいな、こういうふうに思います。ちょっとその辺、もうやむを得ませんから、口頭なりで経歴をお示しをいただきたい、これが1点です。

それから、この方は他市にお住まいになっているというふうに思うんですね。地域に精通するというのは、やはりこういう役職の場合には、私、非常に大事だろうというふうに思います。確かに

欠格条項、欠格事項の中からは省かれております。その市町村に在住をされていた方、こういうのが欠格条項から省かれておりますけれども、やはり例えば審査請求なんかが出てきた場合に、非常にきめの細かい審査、これをしていく、この上では非常に———そうでしょう。

例えば、道路からどれぐらい奥まったところになるのかと、そしてそこに行く道はどうか、そしていわゆる道路盤とどれだけの段差があるのかとか、本当にそういうことが審査請求の1つの理由になってるわけですね。だから、この評価では耐えがたい、何とかしてくれ。極めて地域にかかわりの深いお仕事なんですよ。だからこそ、従来は欠格条項の中に市町村に在住する者でないとだめだと、そこから出た者はあかん、こういうふうの規定があったわけですね。

法が変わったから、その法にのっとって即やられるということは、これは法に照らしては間違いではないですけども、やはり地域に精通するというこの基本は、私、生きているというふうに思うんですが、その法改正がされて欠格条項から抜け出ているということになれば、その辺の趣旨等もあわせてお示しをいただきたいな、こういうふうに思います。

以上、2点です。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 議案書11ページの経歴につきましては、ちょっと簡単過ぎるという部分がございます、非常に申しわけございません。

ちょっと補足説明させていただきますと、昭和28年4月に当時の信達町の職員になりまして、即税務課に勤務されておられます。その後、31年9月には合併されまして泉南町になりまして、泉南町の税務課に勤務されておられます。それから、45年に泉南市になったわけでございますが、ここでも税務課、固定資産税係長という形で勤務されておられます。それから、47年には、同じ税なんですが、徴収課ということで徴収の係長ということでございます。その後、少しだけ会計課長もされましたけども、また昭和52年に収税課長ということで勤務されまして、その後、衛生課長、それから都市計画課長をしばらくされまして、

昭和56年にはまた税務課長ということで、退職されるまでの間、在職期間32年10カ月のうちに、税務職員として在職した期間が24年11カ月ということでございますので、先ほど申し上げましたように、経験、それから知識豊富な方であるということでございます。

それと、地域に精通しているのかということでございますけども、確かに今の住所地は泉南市ではございません。泉佐野市でございますけれども、もともと泉南市の信達市場の方でございますし、泉南市の事情あるいは地理的なことも含めまして、十分精通されておられる方であるということでございます。それと、なおかつ税務の経験が非常に長いということで、そのあたりの知識、経験を活用していただけるということで、選任をさせていただいたところでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） いつごろまで泉南市におられたのかわかりませんが、最近とみに、例えば共同住宅、分譲のマンション、こういう関係からいわゆる共有地、通路、あるいは集会所、その他共有部分、共用部分、これについて軽減してほしいと、こういうふうな中身も出てまいります。泉南市もそういう点ではここ10年ぐらい、いわゆるほんとに都市的な構造が非常に変わってきている。そういう点では、やはり今現にお住みになっている方、こういう方から選ばれるのが至当ではなかったかなというふうに思うんです。他に人がなかったのかなというふうに思うんですが。

それから、昨日も、やっぱり行政は住民の目線だと、こういう言葉が出ました。非常にいい言葉だなというふうに思って、私は感心してメモしておったんですが、ある方が言われました。行政サイドから、税を取る側で見ておられた方と、いわゆる取られる側でいろいろ不公平感を抱かれながら固定資産の異議申請はやられるわけですから、そういう行政の側におられる方、あるいは住民の側におられる方、やはり私は、3人泉南市では固定資産評価審査委員がおられるわけですが、そういう人たちも両々相まって、総合的に審査がいくというふうに思うんですね。

今、確かにそういう税に関する有識者だと、こ

ういうふうにおっしゃられましたけれども、いわゆる請求者の立場で物が見れる方、こういうのも必要だろうというふうに思うんですが、他のお2人についてはその辺どうなのか。他のお2人の方との兼ね合いですね。両々相まってということになればうまくいくんでしょうかね。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市には固定資産評価審査委員さん、3名ということでいらっしゃいますが、あとの2人はもちろん市内の方でございますけども、2人とも納税者なんですが、住民としての納税者という形の方でございます。そのうちの1人は、後ほどの議案2号で出てまいりますけども、税理士ということで税の一定の知識もお持ちで、しかも納税者という立場ということでございますので、それぞれの角度から公平に、審査が請求されれば判定、御判断をいただける方々であるというふうに考えております。

〔和気 豊君「最後にしますが」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 市長も御案内のように、税理士さんというのは、税理士法が昭和56年に改正されまして、従来いわゆる吏員があった、その吏員の数を減らすことによって徴税機構の中に組み込まれたと、私はそういうふうに思っているんです。だから、納税者の立場よりも、どちらかというと機構の末端を担う、そういう取る側の人だというふうに私は思っているんです。私はですよ。

ですから、そういう点ではやはり納税者とは言いがたいと――納税はされてますが、もちろんその他の事業者ということで納税はされておりますが、しかし、やはり側からいえば取る側だというふうに思うんですが、その辺は今後提案されるときには、やはり住民の目線で審査が行えるような体制をひとつおとりいただく。そういうことになうような人選をお願いしたいなということで、今後のあり方の問題なので、市長にその点、一言最後に御答弁いただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行政委員さん初めいろいろお願いをする方々につきましては、一定期間、余り長期にわたらないようにということとか、ある

いはできるだけ重複を避けると、新たに選任する場合はですね。そういう形で一定の考え方を持っておりますので、そういう形で今後とも他のいろんな行政委員さんの選任についても行っていきたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——北出君。

12番（北出寧啓君） 簡単に聞きたいんですけども、今回やめられた竹中氏のかわりに馬野氏が入られるということで、課税、そういう公的業務にかかわってらっしゃったということで、そういう形になったのかなと思うんですけども、3名いらっしゃいますよね。だから、すべて3名のバランスというんですか、今回税理士の方があと出てきますけれども、不動産の評価に何らかの形でかかわった人を選任の対象にしてらっしゃるのか、それプラス、もうちょっと幅を広げた判断をされているのかですね、3名を含めて。

それと、前任者は、専門家でよくやられたと私は評価させていただいてるんですけども、今回年齢とか、今長期にわたらないと市長はおっしゃられましたけども、その辺の勘案はどんなふうにあるのか。それで、今回選出の場合に必ずしも2名だけではなかったと思うんです。何人が対象者を選ばれて、そこから選んでこられたと思うんですけども、そういう選定の仕方、説明できるところだけでもちょっと御説明いただきたい。

以上、お願いします。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 3名で構成されておりまして、残りの方については、お1人は御商売もされておられますけども、農業もされておられる方でございます。もう1人は、後ほどの議案で出てまいります税理士さんということでございます。ですから、今回改選を機に新たにお願いをしている方については、税に対する知識、経験、特に固定資産とか評価にかかわっても知識のある方でございますので、お願いをしたわけでございます。

それと、おっしゃった専門的などということになりますと、例えば不動産鑑定士とか、そういう方もいらっしゃるわけでございますけども、そういう方々につきましてもいろんな形での選考範囲の

中にも考えさせてもいただいたんですけども、高齢の方もいらっしゃいますし、それから民間にお勤めの方もいらっしゃいますので、できるだけそういう方については避けるという意味で、今回絞り込みをさせていただきました。

それと、一定の考え方でございますが、これについては前にもお示したかというふうに思いますけれども、4年任期の方については3期12年ぐらいを1つのめどにと。この場合は3年任期ですので、4期といいますが、一応12年というようなことを1つの考え方にいたしまして、順次その任期の来る方についてお話を申し上げて、できるだけ交代をしていただくという考え方を持っております。それは基本的な考え方でございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 集約的に、固定資産の評価ですから、やっぱり原課の係員以下課長等にやっぱり一定の指導も含めた、そういうことができるという判断だと思うんですけども、その点だけちょっと。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それから、さっきの不動産鑑定士の件ですけども、不動産鑑定士の場合はそれぞれの市や町の不動産の鑑定をされておられる場合もありますし、あるいはまた路線価等がかかわってる方もいらっしゃいますので、その専門家である一方、決定といいますが評価をする側にもありますので、避けさせていただいたということでございます。

それと、これは独立した機関でございますので、当然審査申し入れがあった場合に公平に判断をしなければいけませんし、また一方では行政の意見も聞かないかんと部分があるんですけども、それは当然公平に判断でき、しかもそれだけの知識をお持ちだというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第9、議案第2号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

益金 昇氏は、平成13年11月30日をもって任期満了となりますが、同氏は泉南市固定資産評価審査委員会の委員として最適任者でありますので、再任いたしたく、地方税法第432条第3項の規定により議会の同意を賜りたく、提案するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書15ページにお示ししているとおりでございます。3年任期の今度は2期目という形でございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の提案にかえさせていただきます。何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

3番（小山広明君） この方は再任ということですから、この固定資産評価委員の活動の状況をちょっと御報告をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 委員会の活動状況について御答弁を申し上げたいと思います。

平成12年度におきましては評価がえの2年目でございますので、審査申し出もお2人で1件あったのみでございまして、11年度につきましては評価がえの年でもございましたので、かなり審査申し出もございまして、最終決着を見たのは本年の2月であったというふうに記憶をいたしてお

ります。

ただ、委員会の開催回数につきましては、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、また後ほど資料として提出したいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） この制度、なかなか住民が使いにくい制度じゃないかなと思うんで、申し入れに対してこの固定資産評価委員会で審査をして、申し入れ者の要望が通ったのはどれぐらいで、通らずに却下されたのがどれぐらいかというのはあると思うんで、その辺わかったら御説明をいただきたいと思います。

11年度が評価がえの年でかなりありましたということですが、後で書類を出すということですが、ここで今言ったようなことで御報告をいただきたいと思います。

それと、この制度の市民に対するPRというのは、具体的にはどういうようにしておるのか。法文に書いてあるからそれで勝手に読みなさいというんではなしに、もう少し市民にこういう制度を十分使ってくださいということも私はやっぱり大事な1つの仕事ではないかなと思うので、その点のこの御説明をいただきたいと思います。

先ほど不動産鑑定士——不動産の評価の問題を市民からちょっと高過ぎるやないかということ審査すると思うんで、この税理士という方については、そういう点での心配とか、そういうことは職務上はないのか。税理士が大変そういうものに向いているという根拠というんか、意味合いがもしありましたら御説明をいただきたい。

それから、この固定資産評価委員というのは、書記を置いてやっておるということなんですが、この辺の事務局体制の状況についても、少しわかるように説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 審査申し出の中でどれぐらいの部分が、申し出人の意見が反映されてるかということでございます。その前に、平成11年度の活動状況をさきに御報告させていただきたいと思います。

委員会開催回数14回、それと審査申し出のございましたものが、土地で60件、家屋で5件ございました。このうち口頭審理、書面審理をやりまして、一部申し出人の意見が容認された部分もございます。これは必ずしも全部が一部容認とかいうことではございませんで、却下したのも大部分でございますので、容認された部分はほんの一部分だというふうに理解をしていただきたいと思います。ただ、その容認された件数、ちょっと今見てきたんですけど、手に資料がございませんので、必要とあればまた後ほど御答弁させていただきたいと思います。

事務局体制につきましては、課税課がいわゆる課税庁ということになりますので、我々納税課の方で事務局を持たせていただいております。事務局2名で対応させていただいてるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 税理士は直接、路線価とかそういう評価はいたしておりませんで、むしろ税に対するいろんな相談とか、そういう指導とかいう立場でやられておりますので、何ら問題はないというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） この固定資産評価審査委員会条例というのを見ますと、書記というところに、書記は市職員のうちから市長の同意を得て委員長が任命するというようになっておりますので、この辺の委員長をだれがやるとるか、私ちょっと今存じませんが、そういうように委員長が職員を使うというんか指揮してやられるということですから、今の2名の体制で、さっきの言う60件ですか、というふうなものが出た場合に、果たして処理がうまくいけるのかなあと。

結果的にはほとんど申請をしても認められないという結果であれば、やはり市民のための制度になってないのかなと思いますので、この辺の制度をよく理解してなくて、結果的に容認されないという部分もあるのかなというふうにこの内容から見たら思うので、もう少し市民に、こういうようなやり方でやれば不服というものが権利として申し出ができるという、そういうこともやっぱり必

要なんじゃないかなと。基本的なそういう制度をうまく理解してない中で、なかなか市民の思いが通じずに、一回やっても何ぼでもだめになればもうやらなくなりますからね。

そういう点では、私も市内を歩いてますと、何でうちの中へ入っとるのにあそこより高いんかというような声はよく聞くし、それはそういう制度があるから、ぜひそれは申し込んでくださいよという話はするんですけどね。実態的には大きな網をかぶせるからいろんな不満があると思うので、そういうものはやっぱり市民が使いやすく、また申し入れをすればそういうものが認められるような制度にならないと、なかなか市民のための制度としては機能しない。

それがあえてこういう市民から選ばれ、しかも市長が任命する委員ではなしに議会の議決ですから、かなりこの委員の方は市民の立場で審査をするということにウエートを置かないといかんよという制度的なことから、私はやっぱり議会の議決事項だと思いますので、もう少しこういう委員の活動については、市民の側に立った制度の使いやすい説明なり、そういうことが相伴わないとなかなかこの制度の——税は基本ですからね、やっぱり市民の不満がある中で税が執行されても、滞納額がふえたり、なかなか税徴収に成果が上がらないわけですから、こういうものが機能するためには、もう少しこの制度の使いやすい宣伝をぜひやっていただきたいと思います。

意見にかえておきます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第10、議案第3号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題と

いたします。

議案書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第3号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、あらかじめ正誤表をお配りしてたかというふうに思いますが、議案書19ページの下から7行目の「平成7年8月泉南市人権擁護委員再任」という、その「養護」の「養」がちょっと間違っておりまして、正誤表をお配りさしていただいておりますので、まことに恐縮ですが、御訂正をお願い申し上げたいというふうに思います。

本市人権擁護委員の亀岡 弘氏は、平成13年9月30日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、先ほどごらんいただきました議案書19ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 本件に関し御意見等ありませんか。———成田君。

18番（成田政彦君） 私は亀岡氏に対して批判的な意見を持つとるわけじゃないんですけど、選出の基準というのを市長にちょっと伺いたいんですけど、この亀岡さんは昭和4年ですから、昭和でいったらことは76年ですから72歳。それから、この人が泉南市の要職、審議会の委員を見ますと、ざっと泉南市公害対策審議会委員、泉南市社会教育委員、泉南市総合計画審議会委員、泉南市人権擁護委員、そして大切な泉南市教育委員長という重職にも至るといって、もし私だったら泉南市の教育委員長だけでも重大な責務に

あると私は思うんです。

そういう点で市長にお伺いしたいんですけど、大変な仕事をなさってる方に、非常勤といえよう幾つもあるということは、なかなか大変なことではないかと私は思うんです。

それから、別に年齢的に年とってもしっかりした人はおるだろうし、しかし泉南市にもいろんな人材、たくさんの方がおると思うんです、60、70ぐらいまでの人だったら。幅広く当たる必要があると思うんですけど、そういう点で高齢者だから私は悪いというんじゃないんですけど、やっぱり若い人たちにこういう仕事をどんどん委任、探すということも必要だろうと思うし、5つも6つも兼務するというのは、やはり本人にとっても大変ではないかと。本人がいいと言うならそれでいいんですけど、5つも6つもこういう仕事を持つというのは大変だろうと思うんで、その点、市長はどういうふうに考えられとるんか、ちょっと伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人権擁護委員につきましても法務局の方で一定の考え方を持っておられまして、再任の場合の方については、その再任時においては75歳未満の者ということで、一定の年齢的な考え方を示されております。ですから、もちろんそれ以下なんですけど、今後はこの規約——規約でもないんですけど、1つの考え方に当てはまってくる、次回ぐらいはそういうことになるんじゃないかというふうには思っております。

それから、確かにいろんな要職をされておられるわけですが、これは私どもが任命するものではございませんで、推薦をさせていただいているということございまして、その推薦、本人にも教育委員就任のときに確認をいたしております。そのときには、人権擁護委員についてはぜひ継続してやりたいという強い意志を持っておられましたし、我々人権問題のいろんな行事あるいは街頭啓発等、私も巡回いたしますけれども、常々出席もしていただいて大変御熱心に活動していただいております。もちろんお元気でございますし、十分この職務を遂行されるというふうに考えております。

ただ、今後そういう交代の時期になった場合、他のいろんな行政委員なりを経験されていない方のできるだけやっていた方向で、今後考えてまいりたいというふうには思っております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する御意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第11、議案第4号 字の区域の変更についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、字の区域の変更について御説明申し上げます。

今回変更しようとする区域は、平成13年第1回定例会において議決を賜りました本市と泉佐野市との境界の一部変更に伴い編入された区域の字を変更する必要が生じたため、字の区域の変更を行うものであります。詳細は23ページ、別図1の斜線で示す上之郷区域を廃止し、兎田の区域に編入するものでございます。

したがって、平成14年3月1日から本市の兎田の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本市議会で御審議賜り、議決を経た後、大阪府知事に届け出するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第5号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第5号、市道路線の認定について、その概要を御説明申し上げます。

27ページでございます。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、市場西線ほか2路線の認定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、市道認定につきましては、都市計画法第40条の規定により、新たに公共施設として本市に帰属を受けた道路を道路法の適用を受ける道路として管理していく必要があるため、新規認定を行うものでございます。その位置図は29ページから31ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——松本君。

11番（松本雪美君） この3点の市道認定の分がありますけれども、私は市場西線と市場西山線と2つ質問したいと思うんですけども、とりあえず基本的に、市道を認定する場合、どういうふうな基準で認定をされるのでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 平成5年の4月1日に泉南市の道路認定基準というものを定めております。その趣旨につきましては、道路の適正な管理と道路網の整備を図るために、道路

法第8条の規定に基づき、市道の認定について必要な事項を定めるものでございまして、2条、3条以下、施設、また自転車専用道路等の認定なども含めまして基準を設けておるものでございます。これに基づきまして市道認定を実施しておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） もうちょっと詳しく聞かしていただきたかったんですけど、2条、3条というのは、私ちょっとそういう基準の、今聞かしてもうた中でお答えになった2条、3条というのを持ってませんから、もうちょっと詳しく聞かしてほしいんですけど、その辺はどうなんでしょうかね。自転車などの専用道路なんかでも基準として見るということをおっしゃったんでしょうかね。

何回も質問の回数をとって、議長もなかなか最近質問の回数が厳しくなっておられるから、ちゃんと答えてもらえなかったら私は質問の趣旨を言わない間に終わってしまうことになりますので、それ、きちっと言うてください。そうでなかったら次質問できませんわ。ちょっと議長、その辺をお計らいくださいね。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 事前におっしゃっていただければ基準表をお渡しするわけでございますけども、ここで概略申し上げますと、認定の対象道路というのがございます。

これは5項目ございまして、これが第2条でございますが、1といたしまして、路線の両端が道路法第3条に規定する道路に接続している道路、2といたしまして、路線の一端が道路法上の道路に接続しているもので、他端が通行の用に供されている里道または河川堤防道路等に接している道路でございます。3といたしまして、路線の一端が道路法上の道路に接続しているもので、他端が公園、学校等の公共施設に接続している道路でございます。4といたしまして、路線の一端が道路法上の道路に接続している循環状の道路ということでございます。5といたしまして、路線の一端が道路法上の道路に接続し、他端部分に回転体または回転体設置可能な場所を有し、かつ通行に支

障がないと認められる延長35メートル以内の道路。これは開発などによって帰属を前提とした協議を行って引き取る道路などでも同じことでございます。

それから、3条といたしましては幅員を規定しているものでございまして、認定対象道路の幅員は原則として4メートル以上とするということになってございます。

それから、先ほど申しました自転車専用道路等の認定ということでございますが、この2条の規定にかかわらず、道路法の第48条の7の規定に基づく自転車専用道路の指定をすることができる道路は、あらかじめ道路管理者の協議、同意を得て、本市または開発事業施行者等によって道路構造令により適合するよう設置されたものとするということでございまして、全面の都市計画道路などでも設けておるところでございます。

それから、施設といたしまして規定をしておるわけでございますけども、道路の施設としては、認定対象道路の構造、施設は、いろいろと道路勾配とか道路の幅員とか隅切りとか、構造上通行とかに支障のないような細かい規定を行っておるところでございます。

ほかには、道路の敷地の寄附とか登記手続などを含めて規定をしておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） そうしますと、この2つの道路はどれに該当するのかなあと、今答弁を聞きながら考えておったんですけども、1つは開発などによって引き取るというので、市場西線の方はわかるんですが、もう1つの市場西山線、これは現場をきょうも朝見させていただいてきたんですけど、これは本当になぜ市道になるのかもよくわからなくて、現場の状況を見てみますと、市場西線と市場西山線、これは皆さんもちょっと地図を見ていただいたらいいんですけど、市場西線の暮盤の目になった開発地域の一番端に細い農道みたいなのが通ってて、右の上の方に25.3と書いて駐車場の丸がついてますでしょう。そこに行く農道みたいなのが市場西山線なんですよ。この2枚の地図を1枚にできるぐらいの市道認定の地図なんですよ。別々のものなんです——別々の

ものに思ってたんですよ。よく見ればそういうことなんです。

それで、現場を見てみますと、ちょうど開発地域から25.3と書いてるところまで行くのに、同じ太さのもので農道みたいに書いてますけども、この開発地から約10メートルぐらいの部分が、次の家のあるところですね。そこまでの部分なんかは私1人通るので精いっぱいですわ。バイクで通っても右側の田んぼに転がり落ちるぐらいの場所です。ちょっと油断したらそういうぐらいのことなんですよね。

しかも、左側の1軒目の家からずうっと2軒目、3軒目の家までの間ですね。これは市場の地域内のちょうど元泉南農協、今は阪南農協の信達支所ですが、その裏側に当たる部分ですけど、家が密集していて、そして軽四の自動車が精いっぱい通るぐらいの、それもすれすれですわ。もう通るか通らないかというぐらいの道路になってるわけですね。

開発地域内の道路でしたら、事前に道路幅なんかも設定されて、きちっと整備がされた中で引き取ることになるんでしょうが、ここの市場西山線というのはまるでそういうことはなく、何一つ手をつけてない現状のまんまです。しかも、道路最大最小幅員で4.5メートルと書いてますよね。道路延長85メートルと、こう書いてくれてるんはいいんですが、これは実際の道路幅とは全く違う——当然でき上がったものとして見るとそうなるんでしょうが、現状とは違う形で、こういう形で提案してきておられますから、その辺の事情も何一つ説明もいただいてないです。一体なぜこうなったんかということで、私は不思議でなりませんわ。

それと、2つ一緒くたの質問になって悪いんですけど、1つはそういう市場西山線の問題があります。

それから、市場西線の分についても、これは大体開発してから市道認定までの間は、普通どのぐらいの基準で引き取るようなことになるのか。今までずうっと開発したところを引き取るような、市道として認定するような場合は、その基準、今おっしゃったんですけど、開発後大体どれぐらい

の期間を置いて引き取ってこられたのか。今回の場合は、開発が終わったところですね、今、いつ完了されたんでしょうかね。幾つか申しましたが、お答えくださいますか。

1つは、今の道路認定基準のどれに合うのか。それから、市場西山線の現状の分ですね。それで開発地の市場西線の分は、引き取るまでの期間というんですか、完工された時期も聞かしていただいて、今引き取る、今回の上程ですから、それは完工した日にちも聞かしてもらいたいかなと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 3回目でございますので、きちっと全部御説明をさせていただきたいと思います。

まず、市場西山線、これにつきましては、なるほど現道はいわゆる認定基準には合致いたしておりません。泉南市、いわゆる道路認定に当たっての、あれはたしか平成6年の12月議会でございましたが、5路線の認定を行って、それから整備に着手をすると、そういう手法もとっておるところでございます。今現在事業をやっております男里北線などはその道路でございます。

今回、市場西山線につきましても、ことしの当初予算で予算は計上させていただいております。内容といたしましては、地元の地域が工事費及び用地の取得費について半額を負担するというこの御支援もいただいておりますので、その約束事に基づきまして今回道路認定を行って整備に着手したいということで、認定の議案を上程させていただいたところでございます。

御説明いただきましたとおり、29ページに西線の開発行為によって引き取る道路の黒塗りの部分がございますが、その右上の方のマル駐の25.3と、ここまでは市道でございます。それから西の方になるんでございますけども、市場西線に、途中で行きどまりになっているわけございまして、この部分については、この地域は住宅もかなり密集しておりまして、行きどまりの道で、かなり防災上も狭隘な道路でございますので、便利が悪いということでございました。たまたま市場西線が開発行為によって市に帰属をされるとい

うことになりましたので、少し延長すれば地域の生活道路として安全性が保たれるということで、今回整備をしようということで予算も計上させていただいたということでございます。

それから、市場西線につきましては、これは住宅の開発行為によって市に帰属を受ける道路でございます。時期的にはちょっと記憶がないわけでございますけれども、既に工事完了が終わっておりますわけでございます。法的には工事の完了が行われれば直ちに市に帰属するということになるわけでございます。そこから期間を置いて引き取るとか、そういうような取り決め等はございません。法的には既に完了が終われば市に帰属するということになっておるわけでございます。

以前、工事完了が終わっても市にきちっと認定道路に上げずに放置——放置と言うたらなんですけれども、おくれたという部分がございまして、果たして道路の管理責任はどこにあるのかというようなこともございましたので、工事完了が終われば速やかに市が引き取って、道路認定をしてきちっと管理をするというのが我々の方針でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔松本雪美君「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 3回です。質疑は限られた範囲内でやってください。

ほかにありませんか。

〔松本雪美君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 詳しく説明していただきたい、認定基準の説明をしてくださいと言うたら、粗っぽく、それこそ文章にしたら1行の答えだったでしょう。だからそれじゃ困るということで、きちっとしてくださいと、私はそういうことでお願いしたし、議長にも認めてくださいとお願いしてもらってるんです。

議長（奥和田好吉君） 認められません。

11番（松本雪美君） ちゃんと説明をしてくれればそういうことにはなりませんやんか。

議長（奥和田好吉君） 限られた範囲の中でやってください。

11番（松本雪美君） それはおかしいですよ。やっぱり理屈が合わない答弁をしはるから、だから……

議長（奥和田好吉君） 答弁は悪いことありません。私が判断しております。

ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） そら、2回はあるけど、それは十分議論の中身が深まるということが条件ですからね。やっぱりお互いに努力せなあかんわけですから、行政の方から今回3回ですからって、そんなことを言って答弁するような問題と違うでしょう。それは議長がしてはるわけですから。私もそういうので切られるんであればちょっと困るんでね、議長はやっぱり中身を踏まえて——我々にはできますよ。行政側をちゃんとやってもらわないと、今の話を聞いていたら、やっぱり行政側がちゃんと説明してないわけですから。

それで今、これは松本さんの質疑を受けて私がやらざるを得ないんですが——質問ですよ。この道路がつくられる前に先に認定して工事に入るとい、こういう説明だったと思うんですね。これ、なぜ工事が終わってから認定しないんですか。何か不都合があるわけですか。

だから、やっぱり道路認定というのは道路がちゃんとできて、アスファルトもどんだけになっとなるか、道路の形態がちゃんとなってから認定するというのが今までのパターンだと思うんで、何か男里のどっかもそうだという話を説明されとるんですけどね、それは市道の何か計画を打って、計画と道路として認定するのと違うんじゃないですか。

だから、そういう何か使い分けとるようなあり方では私は問題じゃないかなと思いますし、こういう大事な道路認定の場合に、こういう条例集には全くないわけですね、その条項は。あなた方の内部文書なんですね。そういうなんで、やっぱり市道をこういう形できちっと認定していくのであれば、これに載せるということは、だれでもが見ようと思ったら見れるわけですからね。そういう点ではちゃんとこの条例集に載るような形でしていただきたいと思います。

この御説明ですが、私もこの議案書をもらいま

して、これがこの場所だとわかるまでに物すごい時間がかかりましたわ。だから、もう少し目をちゃんと名前を書いてもらうとかして、僕らは西山線とか番地を言われるだけでは、まだ番地整理もできておりませんからわからないんで、もう少しだれが見てもこれはこの線だということがわかるような図示の仕方をしていただきたいと思います。

それから、この西線ですね。私もちょこちょこ通つとるんですが、水路がずうっと蛇行して道路の中に組み込まれとるんですが、これ本来水路は水路なんですね。どうしても道が狭いときに、後で水路の上へふたをするということは、防災上もそら考えられるんだらうと思いますが、こういう新設道路の場合に、本来水路としての場所を道路に取り込んでしまって、その水路も道路認定するという、こういう手法は一体どうなのかなと思いますね。

水路というのは、そら雨が降らなければ余りわかりませんが、雨が降ればやはりどっと流れ込んできますし、ああやってふたした状態であれば、何かあったときにそこへだれか人間が流れ込んでしまえば助けられへんわけですからね。そういう点ではなるべく水路というのはオープンにしていって、やはり環境上も、それから空間的な面からも、私は例外的にふたすることはあっても、水路にはふたするという——ここはほとんどふたが入つとるでしょう。水路が通ってますね。そういうものを市道として認定していいのかどうかというのが、1つ疑問であります。

それから、この新家南住宅団地内線というのも、一般に議会で議論しとる名前とは全然違うんで、ここかなと思って読んでたんですが、これは団地の名前があるわけですね、一般に何とか。だから、そういう特に行政がつける道路名というのはわからないですよ。布施屋貝塚線とかいるんな、それだけ聞くのではなかなか私たちもどこの道かが特定できないんで、道路の名前については、もう少し一般的にわかりやすい道路表示をしていただきたいと思います。

この開発絡みで引き取るというのについては、今までは工事中にいろいろ道路を傷めるというこ

ともあって、工事がある程度完了してから引き取るというのは、これは僕は整合性があったと思うんですね。この団地なんかもまだこれから上物の工事が入っていくわけですね、どんどん。当然ガスなり水道なり、それは敷地内に出してあるんでしょうけども、かなり工事車が、大型が入って道路を傷める可能性があるんじゃないかなと思うので、市道に認定となりますと市道ですからね、かなりそういう点での規制もかけれるし、工事をする側もかなりそれは使いにくい面があるんですが、そういう支障がないのかどうかということも1つお聞きをしたい。

それから、早くこうやって道路認定をしていくというのは、交付税の計算根拠になって、いわゆる財政需要額がこれでアップしてくると思うんですね。そういう点で、どれぐらいの財政需要額がこの道路認定によってアップするのかですね。そういうことが、もう1つの目的として行政はあると思うんですよ。道路認定して、道路の長さによって財政需要額が決まり、市税との差額を交付税で補てんするという、こういう財源になっておりますから、その辺の説明もひとつしていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、先に道路形態のない、道路としての用を果たしてない部分を認定してということでございますけども、以前小山議員もおっしゃられてたように、やはり市民にきちっと事前に認知をしていただいて、それから道路整備をするというのも1つの手法でございますので、先ほどの質問者に挙げましたように、男里北線とか男里6号線とか新家上村暮間線、これなんかは時期的にかなり期間を要する部分でございますので、事前に市民にお知らせして、この区間については市道として整備を行いますよと、そういう手法でやるのがベターと申しますか、いきなりこの道路は整備するというような手法をとらずにやった方が、やはり市民の納得を得られるのではないかとという手法でやってるわけでございます。

この市場西山線につきましては、ことしの当初予算でも議論いただいたわけございまして、地

域としては狭隘だし、それから行きどまりになると、安全上不都合やということでしたので、協議の結果、地域も負担していただくという約束事も得られましたので、予算計上させていただきます。

8.5メートルほどございますけども、この中には両側に家が建って、立て込んでいるという部分がございますので、立ち退きまでして道路拡幅をするという部分までは至っておりません。だから、認定を行って順次工事に着手をしていくということございまして、ことしについては、建物のない部分についての道路整備を行うということでございます。これによって事業効果が上がるということでございます。

それと、市場西線の中には、今度帰属を受けた道路の中には、確かに水路部分がございます。水路については、これは水路管理者である泉南市及び地元の水利組合と協議の結果、道路の中での水利施設としての公共物、これについて協議をした結果入れておるわけございまして、勝手に開発事業者が道路面の中に水路を入れたというわけではございません。開発の事前協議の中で十分に地元との協議もし、また泉南市との協議も行って工事を行っておるわけでございます。

それと、確かに道路と水路と共用するということは管理上不都合が生じるかも知れませんが、それは地元が納得していただいておりますので、また我々も構造上、管理に支障がないかという判断も行って許可をしたということでございます。

それと、まだこれから建築物の工事はやっていくということで、更地が多いわけでございますけども、更地の中で工事するに当たって、市が引き取った道路が傷められるというようなことになれば、当然傷めた者が補償するというのが建前でございますので、我々も十分、傷められたら傷めた原因者に補償させるというような手法も考えていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から、この市道認定をすることによって交付税がどれだけふえるのかという御質問にお答えさせていただきます。

ます。

まず、交付税につきましては、基準財政需要額の中にカウントされるということでございます。それで、市道につきましては、道路延長、そして道路面積でカウントされていると。そして、道路延長につきましては、キロメートル当たり66万円、そしてまた面積につきましては、1,000平米当たり12万2,000円がカウントされるということでございますけども、ただ交付税算定につきましては、この面積あるいは延長に基づいて、補正係数等を掛けて出てくる数字でございますので、ただこれを今回の市道認定がされました場合どれだけふえるかというのは、今のところ持っておりません、額が補正係数等の関係もございまして、ただ、単位としては、先ほど御説明させていただいたように、キロメートル当たり66万円、そしてまた面積につきましては、1,000平米当たり12万2,000円ということでございます。

以上でございます。（小山広明君「ダブルカウントやな」と呼ぶ）はい。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 答弁漏れがございまして、申しわけございません。

市道のネーミングの問題でございますけども、確かに団地については開発事業者が、また建て売りの業者の方がネーミングをやっているわけでございますけども、それをつけるのもどうかということで、ネーミングの基本としては、場所を示すのを基本としてネーミングをやっておるわけでございます。

今回、新家の南方面に当たる住宅ということでございますので、新家南住宅団地内線ということにすれば位置も示されるし、大体このネーミングだけで場所がわかるのではないかなということ、ネーミングさせていただいたということでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、この南住宅というのは勝手に行政がつけた名前と、こういう理解でいいの。こんなもので通用するんかね。いろんな団地の名前があるわけですから、ちょっと行政のひとりよがりじゃないかなと思うんで、もう

少しそれはやはり団地名をかぶせるとか、これであつたら括弧内へでも入れて、やっぱり団地名を入れてあげないと、私はほんまこれ、そうだと思うけど、はっきりわからないからなかなか理解しにくかったんで、それはもう少し勝手に名前をつけないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、説明を一応聞きました。認定道路、でき上がつるとる道路を認定するということと、それから俗に言う計画道路ですね。ここは市道に計画してますというのはわかりますよ。しかし、今回はごっちゃになつとるでしょう。つくつた道路の呼び方も認定道路、つくつてでき上がったところは認定道路と。今度出てきたこれは、まだできてないのに認定道路となると、さっきの交付税の絡みからいっても、これはちゃんとそれだけ維持管理が要るということで、市の財政需要額としてカウントされるわけですから、そういう点からいっても計画道路と、それからそれが完成したときに認定するのを分けないと、それはだめですよ。

私わかりやすいようにというのは、それはそういうこと言うんであつて、ここは市道が将来つきますよということであれば、何らかの認定をして将来ここに市道がつかますというのを市民に知らずのは大事ですよ。それと、完成することはまた別やからね、時間もかかるだろうし。ちょっと今回の出し方は問題じゃないでしょうか。私はこれでは理解できません、こういう形で認定していくんであればね。

それと、こういう手法で行くんであれば、やはり泉南には4メートル未満の道路がいっぱいありますし、しかし実際生活してある道路があるわけですから、それはここだけという問題じゃなしに、泉南市の生活道路の計画決定というのを全部打てば、あなたがこういうことをやれば、そこに家を建てる時には4メートルに控えて建てるから、将来的には理屈的には4メートル道路がずうつついていくという理屈でしょう。

しかし、今建つとるところは無理やりのけられんけども、何か建てかえるときには、ここは認定道路になってますから控えてくださいと、こうなつて道路が整備されていくという、そういう手法でしょうから、そうであるならばやはりこれから

つくる道路も認定道路というのはちょっと問題がありますけども、こういう手法で認定をしていくのであれば、泉南市全体の生活道路のこういう認定方式をやつて、将来の泉南市のまちはこうなるんだと、建てかえのときは強制的に協力せないかんようになっていくわけでしょう。確認申請を出す場合でも、それは控えないとできなくなるわけでしょうからね。

そういうことを分けて、やはり泉南市の全体の都市計画、道路計画というのを私はやっていかないといけないんじゃないかなと思うんで、とりわけ泉南市長は、道路に関しては自他とも認める道路行政のプロですから、こういう泉南市の生活道路も含めて、大きな道路だけじゃなしに、そういう泉南市の全体の生活道路のあり方、今私はいい示唆だと思つてますよ、このやり方はね。そういう点で、ここだけじゃなしに、ほかの地域も全部こういうことをやっていく方針に私はしてもらいたいと思つてますが、その点をお伺ひをしておきたいと思つています。

それから、水路の関係は、地元が合意した、水利も合意したというのはわかるんだけども、やっぱり行政としてはもう少し継続的にやっていかないかんわけですから、そういうあるべき姿に修正をして、お話しして、やっぱり水路というのは確保して、それ以外に道路を確保すればそれだけ公共空間がふえるわけですからね。そういう点では、地元が合意したといたつて何も地元の個人的なものじゃないわけですから、将来にわたつて使つていかないといけない水路ですから、水路は水路としてやはりスペースとして確保していくと、こういう方針にしていかないと、勝手にやるんだつたら議会で議論する必要ないわけですから、議会というのはそういうことを含めて議論する。それに耐えるような提案の仕方をぜひお願ひをしたいと思います。

そういうことで、ひとつ御答弁いただきたいと思つています。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 市の生活道路の整備、これはかなりの市道認定の、170キロにも及ぶ道路がございまして、この中には2

メートルに満たない道路も十二、三%ございます。これらすべて整備を行うというのは、これは大変期間もかかるし、費用もかかるということでございますので、今回上げさせていただいたのは、地域の協力が得られるということで上げさせていただいたわけでございます。

これからは積極的に、最低限でも生活道路が4メートルになるように、建築基準法のセットバックの関係もございますけども、これらは道路にするというのではなしに、建築物を中心線から2メートル後退させるということになりますんで、市としては積極的にそのような後退の部分について市道認定を行って、整備をするというふうに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、道路、水路の公共施設の問題でございますけども、なるほど公共施設というのは、それぞれ水路は水路の目的とした用地も確保し、管理もしやすいようにし、また道路は道路として併用せずにすればいいわけでございますけども、開発事業者及び地域の関係もございますので、経費のかかる部分でございますんで、ゆとりをとって公共施設を整備していただくという部分については、これは当然根本的には考えなければいけないわけでございますけども、開発の事前協議の中で調った部分でございますんで、これからはできるだけ公共施設の敷地については、ゆとりを持ってとれるようにというふうな考えを持って開発指導に当たっていきたいというふうな思っております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） ミニ開発がどんどんふえてきて、これはミニ開発の典型的な道路認定だと思うんですね。ものすごく複雑に曲がって、ところどころで行きどまり道路があるという、そういう中で水路がああいう形で長い期間にわたって全部ふたされておるとなれば、安全上もあれだからちょっと市としては、これからどんどんそれはふえてくるわけですから、水路を利用したらそれだけ助かるわけですからね。それだけ宅地が売れるわけですから、そういう点では、長い歴史の中で水路というものが果たしてきた役割は今後も変わらないと思いますから、そういうものを安易に道路に利用してしまわないように、それは泉南市の指

針としてきちっと出して指導していただきたいと思います。

170キ口ですか120キ口あって、12%が4メートル未満というんか2メートルというような内容であれば、とりわけ建築基準法の中でも家を建てる時には道路から2メートル後退ですから、その理屈からいえば何十年か何百年かしたら全部4メートル道路になるという理屈ですよ、ある意味でね。

それをやっぱりこういう市道認定、市道計画—どう呼んだらいいのかわかりませんが、いわゆる市道計画道路というんですか、計画ですね。だからそこに全部線を引いて、将来泉南市は生活道路は全部4メートルに、こういう形になりますと。今でも周りが田んぼとか畑とかいうところでもなお3メートルとか2メートルのところがありますよ。そういうところは極力すぐ買い取って、やっぱり4メートルにしていくというようなことで、泉南市の生活道路というんか生活空間を整備していくことをぜひ考えて、議会にも提案をいただきたい。

それから、工事中にもかかわらず引き取ることで、傷めた場合には傷めた人が直してくださいと。しかし、それはどうしていったらいいか、なかなか難しいので、手法を考えていきたいと、そういう答弁があったんで、これは単にそこで答弁しただけじゃなしに、傷めたらその人がちゃんと直さないといけないようなことをね、市道ですから届け出をしないと工事できないとか、かなり不自由になってきますよ、業者はね。

今だったらどんどん道路の中でも工事したり仕事したりできるけども、そうなってくるとなかなか不自由にもなってくる。そういう関係もありますから、私は、工事が完成したら傷めたところはちゃんと直してもらって引き取る方がむしろ合理的じゃないかなと思うんですよ、どっちにとってもね。まだ二、三軒しか建ってないでしょう、あそこ。そういうなんで、やはりこの手法はいいかなものかなと。

あなたが言うように傷めた人が直してくれるように、ほんまに責任を持ってやれるのであれば、私はそれはそれでいいと思いますけども、その辺はきょう言ったことはちゃんと形にして、そうい

う手法を示していただきたい。それで、業者なり関係者にも周知徹底できるようなことをぜひ示していただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 答弁は要らないんですか。
3番（小山広明君） いいですよ。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 数点にわたってお伺いをします。

まず、市場西線ですが、これは先ほど水路を取り込んでというお話があったんですが、水路をどの程度取り込んでおられるのか、水路を取り込んで初めて市道認定に係る幅員が確保されるのか、その辺をお示しいただきたいというように思います。

それで、いわゆる水路部分の全長と、あわせてその面積ですね、これが一体どれくらいになるのか。

それから、過去においてこういうふうには、私はまさに業者サイドの有利な水路の提供と、こういうふうにはしかとれないんです、話を聞いておりましたもね。こういうふうな手法を過去においてやったと、開発によってそういう足らざる分を水路を——提供するといっても、地元の同意があるわけですから。しかし、地元の同意があったにしても水路の管理者は市なんですから、その辺はどうなのか、過去にそういう例があったのか、お示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それと、現在ここは都市計画法で言う36条の完工検査は終わってるんですね。そういうことを確認して、その上で速やかにこの施設、いわゆる開発者から地方公共団体がこれを引き取ったと、こういうことで、この点では他に完工検査が終わっている、そういうところで引き取りをしていないところがあるのかどうか。そういう点では、その方針が一貫して、すべてにわたって貫徹されているのかどうか、その点もお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。これは新家南住宅団地内線、これも一緒です。

それから、泉南市は従来完工検査が終わってから、いわゆる帰属は受けてても、認定にかかわってはいろいろと泉南市の財政事情を考えて、道路

が損壊される、あるいは道路表示を——道路表示は市の仕事ですよ。府にやってもらう部分もあるでしょうけれども、こういうものについてはやっぱり市がやらないかんとということで——道路表示はいいですわ。カーブミラーとかガードレールとか、そういうことは市がやらないかんとということで、後々住民が住まれた場合に要求が出てくると、こういうことは一定原因者の負担でやっていただこうと、こういうことで引き取りをあえて遅延させたという、こういう手法をとってきたわけですが、私たちはそれを了としてきたわけですよ。

ところが、その間にむしろできないということである、業者にもっとせつついてやってもらわなあかんのじゃないかということで、それはもう完了したのかと。市道認定のときにはかなりそういう意見が出てたわけですよ。原因者にやらし切ったのか、それから引き取りという順序になると違うか、それは大丈夫なんだなというような意見、ここでいろいろ出ましたよ。だからそういうことも、1つは議会の一定の意思として——すべての意思とは言いませんが、一定の意思として行政には突きつけているわけですから、少しそういう意思に反した今回の認定ということになるのではないかなと、こういうふうに思うんですよ。

それで、先ほど損壊した場合には原因者にしてもらおうと。そんなもん開発に絡んでいっぱい水道の漏水事故起こってますがな。全部市がかぶりますよ。原因者にやってもろたことありますか。ありませんやん。わかりませんがな、だれが重機を持ち込んで損壊したのか。ほぼ見当ついても、現場を見てへんわけやから言えませんが。そういうことでやむを得ず市が全部、市民の皆さんの水道料金で処理してるんじゃないですか。そんなことね。

それで、私が聞きたいのは、この市場西線ですね、今どれくらい張りついてるんですか。全部で開発戸数幾らで、どれくらい張りついてるのか。それから、新家南住宅団地内線、これ総開発戸数308戸ですね。これでどれくらい張りついてるのか。この辺もお示しをいただきたい。それで、引き取った暁に速やかにこれが張りつく可能性が

あるのかどうか、張りつきの展望みたいなものもお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、市場西山線ですが、こういう手法というのは僕はあり得ると思うんですよ。それで、平成6年にも認めてきましたからね。しかし、あそこは公費で買収してやるというやり方なんですけど、今回の場合は地元負担ですね。市がやられないんです。どの程度の地元負担になるか。すべて地元負担になるのか、市はどの程度かわられるのか、この点もお示しをいただきたい。

それから、こういう狭いところは、市道認定する限り整備の暁には4メートルにするわけでしょう。そしたら中心点から2メートル、2メートル両側に後退しないけませんね。そしたらこの地図を見る限り、当然住民の皆さん、沿道の皆さんに、中心線から2メートル後退、両側でやってもらえないけませんね。そういう了解はとれてるのかどうか。速やかに2メートル、4メートルを確保する、そういう条件ができていいのかどうか、その辺もお示しをいただきたいとします。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、開発行為の中で道路部分に水路敷が入るということがあるのかということでございますけども……（和気 豊君「いやいや、過去にあったかと聞いた。よう聞けよ。ゆっくりゆっくり言うてるのに」と呼ぶ）多々ございます。

それと、今回開発行為によって引き取るわけでございますけども、これは法的には速やかに引き取るというふうに義務づけられておりますし、今まで意図的におくらせてきたという部分もございますが、これからは速やかに市が法律に基づいて引き取って管理を行っていくということでございますので、要するにこの2団地だけ意図的に早く引き取るというような部分ではございません。

それと、水路敷の道路敷の中における割合と申しますか、そこらについてはちょっと開発の事前協議書、また許可の内容についても調べないけませんので、今現在書類としては持っておりませんので、後ほど御報告もさせていただきたいというふうに思っております。

それから、当然これから開発行為によって引き

取った住宅も張りついてくるわけでございますけども、現在両住宅とも入居者の方はおられないのではないかなというふうに思います。新家南住宅団地、これにつきましては開発者の方から11月ごろには50戸程度の入居が始まるということを知っております。ここ2年以内に308戸全戸を建てて順次入居していきたいというふうに開発者の方から聞いておるわけでございます。この際、安全装置としてのカーブミラー、また防犯灯などについては、これは開発者と事前に協定も結んでおりますので、必要が生じた場合には即座に建設をするということになっておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 抜けてます。議長から注意してください、抜けてる部分。僕が言うたらまた1回に数えられて、かなわん。議長からちゃんと言うてくれ。

議長（奥和田好吉君） 事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 市場西山線の負担割合でございますけども、これは先ほどの小山議員の質問にもお答えさせていただいたように、地元が工事費も半分、また用地費も半分ということでございます。

〔和気 豊君「まだ抜けてる。議長、指導してください」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 言ってください。そういう意地の悪いそれじゃなしに、意地の悪い言い方せんと。わからんと言うてるんやから言ってください。

〔和気 豊君「あなた、1回に数えるやないか。意地悪いことあるかいな。それが議長の仕事やないか」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ちゃんと質問者のことをメモとってください。そして、漏れのないようにやってください。あなた方がやることをこっちがやるというようなことできませんから。山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 大変申しわけございません。完工検査が終わってるのに市に帰属をしておらない開発道路があるのかということでございますけども、ございます。

議長（奥和田好吉君） それでいいですか。

〔和気 豊君「いや、一貫した指導になってるのかということも聞いたんやで。あるかないか聞いたんと違うで。それは一貫して徹底した指導になってるのかということ聞いてるんやで」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 申しわけございません。柴田団地などは、これはかなり古いものでございまして、道路については市道認定はやっておるわけでございますけども、市に帰属はしておらないという——帰属と申しますか、用地の底地の分筆とか行って帰属はしておらないというものでございまして、ほかにいわゆる完了検査が終わってるのに、きちっと用地の登記など行っておらないという部分は、私の記憶ではございません。

〔和気 豊君「そんなもん何ぼでも出すぞ、それやったら。現にあるんやから」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後5時 0分 流会

署名議員

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 東 重 弘

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠

（了）